

2024 いまりしんきんレポート

IMARI SHINKIN REPORT 2024

2025
2024
2023
2022
2021
2020
2019
2018

2017
2016
2015



あなたの街のパートナー
伊万里信用金庫

〒848-0047 伊万里市伊万里町甲375番地3
TEL (0955)23-3151
ホームページ URL <http://www.imarishinkin.co.jp/>



2024 IMARI SHINKIN

CONTENTS

ごあいさつ	1
当金庫のあゆみ	3
財務諸表	11
資金調達	19
資金運用	20
その他の業務	23
リスク管理体制の状況	24
信用金庫法開示債権及び金融再生法 開示債権の保全・引当状況	27
定性的な開示事項	28
地域貢献	35
中小企業の経営の改善及び 地域活性化のための取組の状況	39
総代会等に関して	42
マネー・ローダリング・テロ資金供与・ 拡散金融の防止への取組み	45



ごあいさつ

理事長 山口 宏

皆様には、平素より伊万里信用金庫をお引き立て頂き、心より厚く御礼申し上げます。

本年も、伊万里信用金庫の経営方針や業務の内容、業績などをご紹介し、一層ご理解をいただくためにディスクロージャー誌「2024いまりしんきんレポート」を作成いたしました。ご高覧いただければ幸いに存じます。

令和5年5月、新型コロナウイルス感染症上の位置づけが2類から5類に移行され、社会経済活動の正常化が進み、飲食や観光などを中心にサービス消費や海外旅行者の増加による消費も回復するなど、わが国の景気は緩やかな回復を続けています。

一方で紛争による世界的エネルギー問題や食糧価格の高騰、欧米の金融引き締め等による円安局面の長期化、中国経済の先行き懸念など、経済・金融の両面で依然として不確実性が高い状況が続いています。

中小企業にとっては、人口減少と少子高齢化が進み、労働力の減少に伴う売上の伸び悩み、慢性的な人手不足や仕入価格・人件費の高騰、消費税インボイス制度・電子帳簿保存法施行など経営環境の変化もあり、景気の先行きに不安を感じる1年でした。

そのような中、伊万里信用金庫は伊万里市と地方創生に関する包括連携協定を締結、その事業として関係人口の創設事業「副業人材マッチング」プロジェクトを開催。様々な経営課題の解決のために、都市部人材が登録する副業マッチングプラットフォームに企業を掲載、専門的に優秀な人材を企業とマッチング契約で繋ぐ取組を行い、3か年で29企業が参加いたしました。

また、各種補助金申請の支援事業にも力を注ぎ、状況は30先の採択を得て採択率は83.3%でした。

さらに北部九州13信用金庫の合同で、第7回しんきん合同商談会をマリンメッセ福岡で、地域の中小企業の事業発展と地域経済の活性化・地域振興等に貢献させて頂きたいとの思いで開催しました。各地より340社の出展を行い異業種による展示、個別商談会を開催。当金庫より12社が出展、63件のマッチング支援を行い取引成立にも繋がりました。

地域貢献としては、「信用金庫の日」にちなみ献血活動を行い、第18回グラウンドゴルフ大会を開催したところ、何れも多数の方にご協力・ご参加いただきました。また、「集まろうイマリ」雑貨市を開催したところ、雑貨ブース・フードブースの出店数多く、来場者も多数あり今年度も開催を予定しているところです。

令和5年度の決算は、期末残高で預金が978億円、貸出金が625億円となりました。損益の面では堅実に業務収益の計上となり、当期純利益が2億円となりました。自己資本比率は国内基準の4%、国際基準が8%以上と定められている中で、伊万里信用金庫は12.74%となり健全な経営を維持しております。これもひとえに、地域のお客様のお力添えの賜物と深く感謝いたしております。

いよいよ、伊万里信用金庫は令和7年2月に創立100周年を迎えます。この間、先人達の努力とそれを支えて頂いた会員、総代の方々の、おかげさまをもちまして、地域から信用、信頼され事業を継続することができました。これからも、取引先に寄り添い、取引先から必要とされる「いまりしんようきんこ」を目指して、地域の取引先の皆様のため、本業支援、販路拡大など、地域密着金融の推進を役職員が一丸となり、お客様一人ひとりの目線に立った課題解決に努め、地域のお客様に感謝の気持ちを表す年としてまいります。

「未来を見据えた地域社会への貢献と経営基盤の強化」をスローガンとして節目の年を迎え、変化の時代に乗り遅れないよう行動を起こして参りたいと思います。今後ともより一層の支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年6月

■ 経営理念

- 地域金融機関として地域産業・経済の健全なる発展を目指します。
- 地域金融機関として地域住民の生活文化の向上を図り豊かな未来創りを目指します。
- 地域金融機関として信用金庫の使命・役割を果たし社会的評価の向上を目指します。
- 地域金融機関として活力ある職場環境創りに努め信用・信頼・信任される人材育成を目指します。

伊万里信用金庫行動綱領

伊万里信用金庫は、高い公共性を有し、地域の中小企業と地域住民のための協同組織の金融機関として、①中小企業の健全な発展、②豊かな国民生活の実現、③地域社会繁栄への奉仕の三つのビジョンのもと、その社会的使命を自覚し、地域の課題解決と持続的発展のために尽力して参りました。

これからもそうした社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上の揺るぎない信頼を確立するために、本行動綱領を定めるものであります。

(信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任)

1. 信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

(質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献)

2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

(法令やルールの厳格な遵守)

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

(地域社会とのコミュニケーション)

4. 経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

(人権の尊重)

5. すべての人々の人権を尊重する。

(従業員の働き方、職場環境の充実)

6. 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

(環境問題への取組み)

7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

(社会参画と発展への貢献)

8. 信用金庫が社会の中においてこそ持続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

(反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応)

9. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

■ 経営方針

- 1) 課題解決型金融の強化
地域金融機関として、課題解決型金融への取組み等を通じて、地域活性化や地域の持続的な発展を目指します。
- 2) 独自性のさらなる発揮
協同組織金融機関の特性を活かし、地域の人と人、企業と企業の絆をつなぐ相互扶助の金融機関としての「存在感」「しんきんブランド力」をさらに発揮して参ります。
- 3) 持続性ある経営の確立
金庫理念の教育に取組み、企業の社会的責任であるCSR経営を目指し、内部管理態勢の整備、経営効率の向上に努め持続性ある経営の確立に努めます。

■ 金庫の主要な事業の内容

●預金業務

預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金等を取扱っております。

●貸出業務

貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

手形の割引

商業手形の割引を取扱っております。

●商品有価証券売買業務

国債等公共債の売買業務を行っております。

●有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

●内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

●外国為替業務

輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務について信金中央金庫の取次業務を行っております。

●附帯業務

信金中央金庫、他各種代理業務

保護預り及び貸金庫業務

有価証券の貸付

債務の保証

公共債の引受及び国債等窓口販売業務

保険商品の窓口販売

投資信託の窓口販売

電子債権記録業に係る業務

地方公共団体の公金取扱業務

■ 役員一覧

(令和6年6月末現在)

役員	氏名	常勤・非常勤の別	代表・非代表の別	担当部門
理事長	山口 宏	常 勤	代 表	総括
常務理事	岩本 貢	常 勤	代 表	総括補佐、業務部長委嘱、営業推進部長委嘱
常務理事	谷口 周作	常 勤	代 表	総括補佐、総務部長委嘱、財務企画部長委嘱
常勤理事	田代 俊二	常 勤		審査管理部長委嘱
常勤理事	松園 正範	常 勤		本店営業部長委嘱
会 長	中山 武重	非 常 勤		
理 事	古賀 富男	非 常 勤 ※ 1		
理 事	吉岡 正夫	非 常 勤		
理 事	三井 鐘憲	非 常 勤 ※ 1		
理 事	前田 清浩	非 常 勤 ※ 1		
常勤監事	福田 幸一郎	常 勤		
員外監事	山本 洋一郎	非 常 勤 ※ 2		

※ 1 信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です
 ※ 2 信用金庫法第32条5項に定める員外監事です

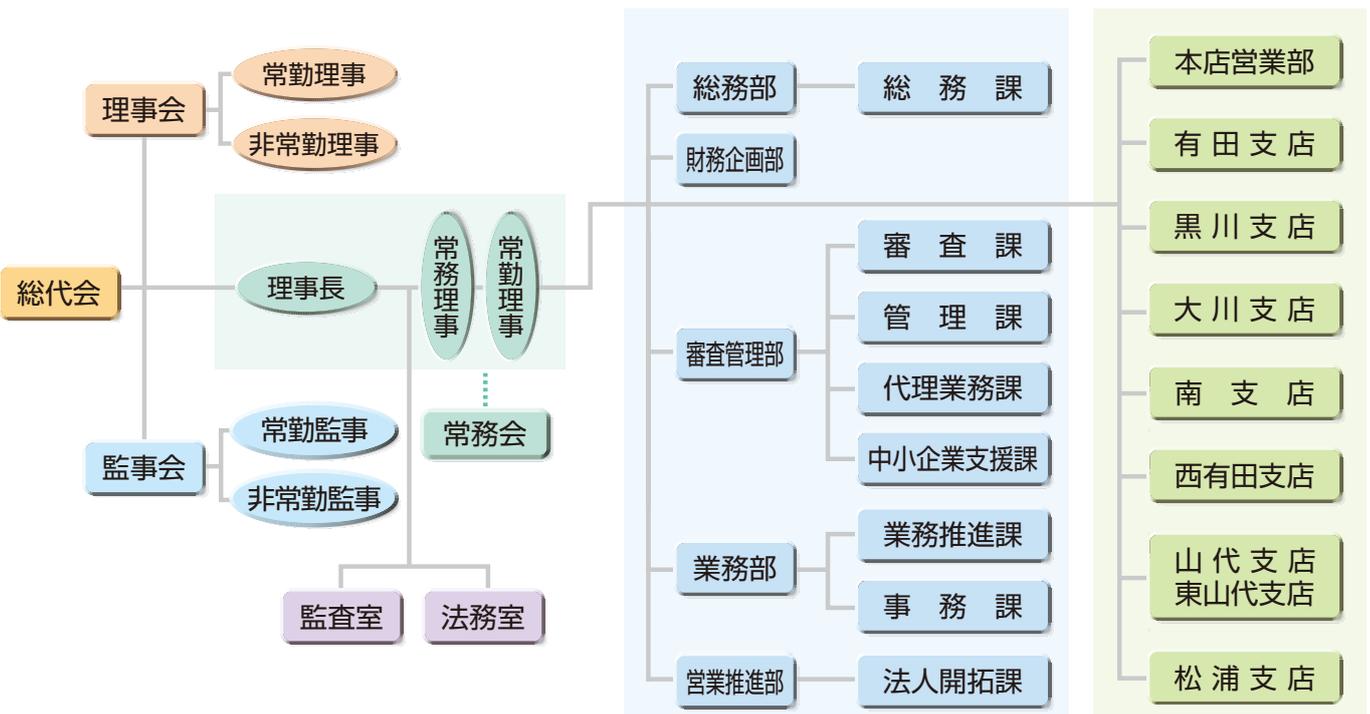
当金庫のあゆみ

沿革

大正14年 2月24日	有限責任伊万里信用組合設立	平成 3年 5月13日	東山代支店開設
昭和15年 2月28日	伊万里信用購買利用組合に改組	平成 3年 8月 1日	大川出張所が支店昇格となる
昭和19年 7月 1日	市街地信用組合法により伊万里町信用組合に改組	平成10年11月24日	本店新築移転
昭和25年	中小企業協同組合法により「伊万里信用協同組合」に改組	平成18年 4月 1日	漁港支店から黒川支店へ支店名を変更
昭和28年 3月31日	信用金庫法により伊万里信用金庫に改組	平成20年12月 1日	黒川支店新築
昭和28年 4月 1日	漁港支店開設（現黒川支店）	平成28年 7月 1日	営業地区を佐賀県一円及び長崎県東彼杵郡波佐見町、佐世保市、平戸市、松浦市、北松浦郡佐々町に拡張
昭和29年10月11日	営業地区を伊万里市と変更	平成30年12月11日	伊万里商工会議所と当金庫との連携に関する協定書を締結
昭和34年 6月 8日	大川出張所開設（現大川支店）	令和 2年 1月14日	山代支店松浦出張所開設
昭和37年 4月12日	山代出張所開設（現山代支店）	令和 2年11月16日	松浦支店開設
昭和38年 9月30日	営業地区を西松浦郡一円に拡張	令和 2年12月 1日	伊万里信用金庫SDGs宣言
昭和40年 4月 1日	有田支店開設	令和 2年12月21日	伊万里市と地方創生に関する包括連携協定を締結
昭和41年 5月21日	営業地区を長崎県北松浦郡福島町及び東彼杵郡波佐見町に拡張	令和 4年 2月14日	山代支店が東山代支店の店舗内に移転、店舗内店舗営業開始 旧山代支店を山代支店久原出張所とし店外ATM営業開始
昭和45年 5月21日	営業地区を佐賀県一円及び長崎県松浦市に拡張		
昭和46年 7月 1日	山代出張所が支店昇格となる		
昭和51年 9月13日	南支店開設		
昭和55年11月17日	西有田支店開設		
昭和63年 5月20日	営業地区を佐世保市のうち三川内地区を拡張		

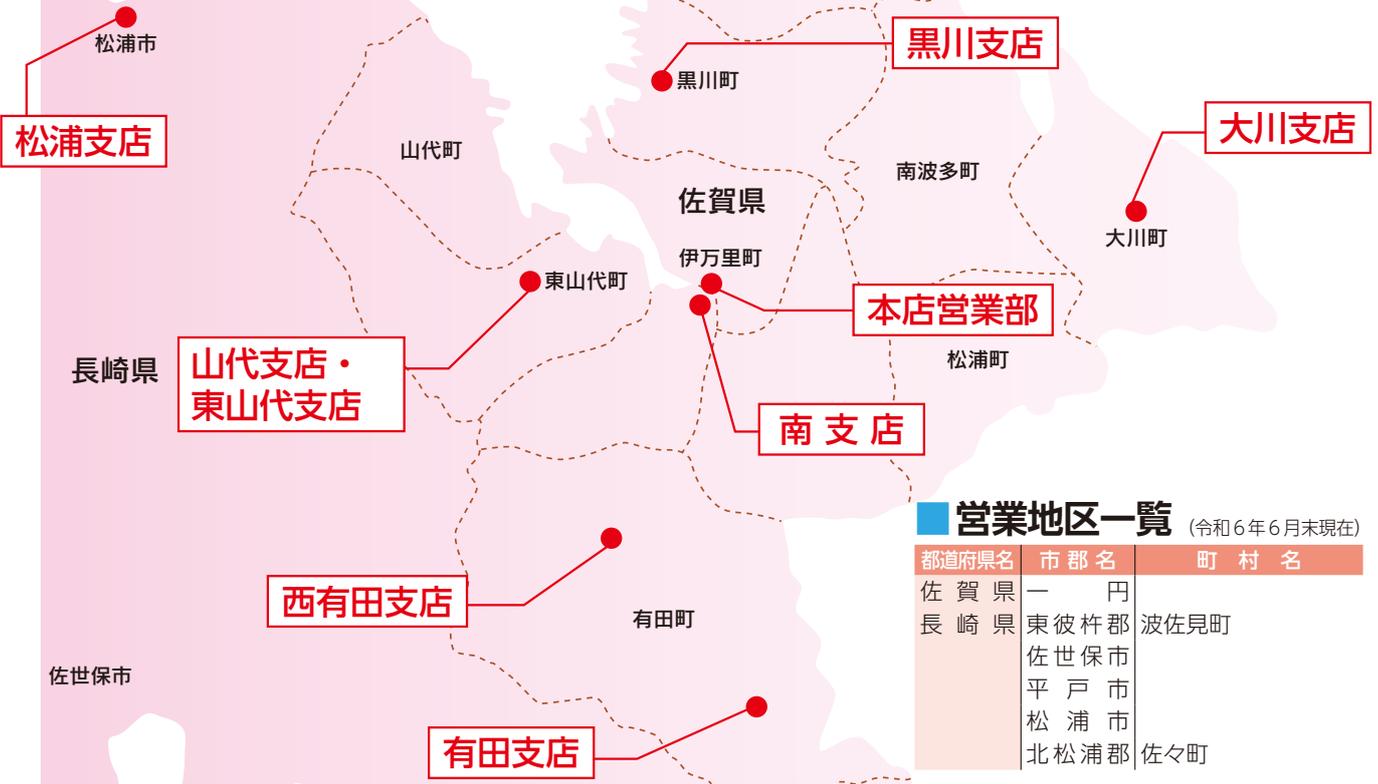
事業の組織

(令和6年6月末現在)



店舗のご案内

波多津町



※東山代支店・山代支店は店舗内店舗として営業致しております

営業地区一覧 (令和6年6月末現在)

都道府県名	市郡名	町村名
佐賀県	一 円	
長崎県	東彼杵郡	波佐見町
	佐世保市	
	平戸市	
	松浦市	
	北松浦郡	佐々町

(令和6年6月末現在)

本店営業部
 〒848-0047 伊万里市伊万里町甲375番地3
 ☎ (0955) 23-3151

有田支店
 〒844-0018 西松浦郡有田町本町丙1069番地1
 ☎ (0955) 42-3104

黒川支店
 〒848-0121 伊万里市黒川町塩屋230番地1
 ☎ (0955) 27-1111

大川支店
 〒849-5251 伊万里市大川町大川野3370番地1
 ☎ (0955) 29-3151

南支店
 〒848-0041 伊万里市新天町521番地1
 ☎ (0955) 23-4161

西有田支店
 〒849-4153 西松浦郡有田町立部乙2178番地2
 ☎ (0955) 46-4711

山代支店・東山代支店
 〒849-4271 伊万里市東山代町長浜2135番地1
 ☎ (0955) 22-2600

松浦支店
 〒859-4502 松浦市志佐町里免360番地2
 ☎ (0956) 72-3155

各種サービス

●自動支払い

電気・ガス・水道・電話・NHKなどの公共料金、税金、社会保険料等のお支払いを一度の手続きだけで、あとはお客様に代って行います。

●年金自動受取サービス

一度手続きすれば、年金が毎回ご指定の預金口座に振込まれます。特典としてスーパー定期1年もの、300万円を限度に金利の上乗せ、お誕生日プレゼント、年金旅行(ふれあい旅行)のご案内があります。

●給与振込

給与やボーナスがお勤め先から直接口座に振込まれます。

●しんきん為替

全国の信用金庫・銀行などをオンラインで結び迅速で確実なご送金、お振込みをいたします。また、手形・小切手の代金取立のお取扱をいたします。

●しんきん^{ゼロ}ネットサービス 及びキャッシュサービス

全国の信用金庫の本支店ではATMでの入出金が以下の時間帯で手数料無料でご利用できます。(サービスの対象とならないしんきんATMが一部あります)

入出金：平日 8:45～18:00

出金：土曜日 9:00～14:00

又、全国の提携金融機関の本支店及び郵便局のATMでカードによる預金の払出しと残高の照会ができます。

●保管サービス

(貸金庫) 預金証書、貴金属などを安全に管理いたします。

(保護預り) 国債などをお預かりして、元利金は期日に指定口座へご入金いたします。

(夜間金庫) 時間外に売上金などをお預かりし翌営業日に指定口座へご入金いたします。

●外国送金

取引に関わる決済資金等の海外への送金ができます。

●Qネットサービス

貴社の集金業務を合理化するために、貴社に代わって集金先の取引金融機関から、口座振替により代金を集金するサービスです。Qネットは、福岡県、佐賀県、長崎県に本店を置く、銀行・信用金庫・労働金庫・農業協同組合で構築した地域共同ネットワーク(九州金融ネットワーク)の愛称です。

●アンサーサービス

お取引口座へ振入入金の内容をお知らせしたり、残高照会などのお問い合わせにお答えします。パソコンや多機能電話を使用して振込を行うことができます。

●しんきんテレホン banking

電話で残高照会・振込・振込照会・入金明細照会ができます。

●インターネットバンキングサービス

職場やご自宅のパソコンから簡単に預金の残高や入金・出金の明細を確認することができたり振込み・振替がご利用いただける大変便利なサービスです。

ATM設置状況

(令和6年6月末現在) カード・通帳の紛失・盗難 緊急連絡先: TEL 0120-23-3187
営業日の8:30から18:00の時間帯は、各お取引の営業店へご連絡ください。

店舗名	種類	稼働時間			所在地
		平日	土曜日	日曜日及び祝日 (土曜日の祝日を除く)	
本店営業部	ATM	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	伊万里市伊万里町甲375番地3
有田支店	ATM	8:45～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00	西松浦郡有田町本町丙1069番地1
黒川支店	ATM	8:45～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00	伊万里市黒川町塩屋230番地1
大川支店	ATM	8:45～18:00			伊万里市大川町大川野3370番地1
南支店	ATM	8:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00	伊万里市新天町521番地1
西有田支店	ATM	8:45～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00	西松浦郡有田町立部乙2178番地2
山代支店・東山代支店	ATM	8:00～20:00	8:00～20:00	8:00～20:00	伊万里市東山代町長浜2135番地1
松浦支店	ATM	8:00～20:00	8:00～20:00	8:00～20:00	長崎県松浦市志佐町里免360番地2
伊万里市役所出張所	ATM店外	8:00～21:00	9:00～18:00		伊万里市立花町1355番地1
まつばや脇田店出張所	ATM店外	8:45～19:00	9:00～18:00		伊万里市脇田町171番地1
山代支店久原出張所	ATM店外	8:00～20:00	8:00～20:00	8:00～20:00	伊万里市山代町久原2871番地5

各種手数料一覧

(令和6年6月末現在) 手数料は消費税込みの金額です。

内国為替手数料

1件あたり料金

区分	金額区分	自店あて	当金庫本支店あて	県内他金庫あて	他行あて	
窓口扱い 振込	電信扱	5万円未満	110円	220円	220円	550円
	文書扱	5万円以上	330円	440円	440円	770円 会員様550円
お家賃払込通帳 による振込	5万円未満	110円	110円			
	5万円以上	330円	330円			
インターネット バンキング サービス	5万円未満	0円	110円	110円	440円	
	5万円以上	0円	330円	330円	660円 会員様440円	
ホーム バンキング サービス	5万円未満	0円	110円	110円	440円	
	5万円以上	0円	330円	330円	660円 会員様440円	
ATM振込 サービス	5万円未満	0円	110円	110円	440円	
	5万円以上	現金220円 キャッシュカード0円	330円	330円	660円 会員様440円	
テレホン バンキング サービス	5万円未満	0円	110円	110円	440円	
	5万円以上	0円	330円	330円	660円 会員様440円	

区分	金額区分	自店あて	当金庫本支店あて	県内他金庫あて	他行あて
自動振込 (登録方式)	5万円未満	0円	110円	110円	440円
	5万円以上	0円	330円	330円	660円 会員様440円
電子交換による取立	代金取立1通につき 660円 支払金融機関が電子交換所参加金融機関の場合				
郵送による取立	代金取立1通につき 1,100円 支払金融機関が電子交換所不参加金融機関等				
送金(送金小切手1件につき)				660円	660円
送金振込の組戻料				1件につき	660円
取立手形組戻料				1通につき	660円
取立手形店頭提示料(自店以外の窓口店頭提示を行う場合)				1通につき	1,100円
不渡手形返却料				1通につき	660円

*代金取立について、当日自店にて窓口入金できるものについては無料とします。

預金関係・その他手数料

(令和6年6月末現在) 手数料は消費税込みの金額です。

項	目	署名鑑有	署名鑑無	
手形小切手	当座小切手帳	1冊あたり(50枚綴)	880円	660円
	約束手形帳	1冊あたり(50枚綴)	1,100円	880円
	為替手形帳	25枚		440円
	専用(マル専)約束手形	口座開設手数料(割賦販売通知書1件につき)		3,300円
貸金庫	貸金庫利用料	手形用紙	1枚につき	550円
		小型(年額)		6,600円
		中型(年額)		11,000円
	大型(年額)		13,200円	
夜間金庫	バック貸与手数料	1個につき		2,200円
その他	残高証明書	1通(オペレーション回数)につき		330円
	再発行手数料	キャッシュカード・ローンカード紛失・汚損などお客様側の原因による再発行(1件につき)		1,100円
		預金通帳・証書	1件につき	
	ICキャッシュカード生体登録料			3,300円
後見支援預金	口座開設手数料(初回のみ)			11,000円
		口座管理手数料(月額)		550円

でんさいネットサービス利用手数料

初期設定手数料			
1回のみ			11,000円
基本料金			
月額基本料金	債権者のみ (でんさいを受取られる方)		無料 ※インターネットバンキング基本手数料が別途必要となります。
	債務者兼債権者 (でんさいが発生される方やでんさいを譲渡される方)		
各記録請求1件あたりの手数料(各種記録の請求をされたお客様が対象となります)			
ご利用区分	オンライン		書面※2
	当金庫宛	他行宛	
発生記録請求	330円	660円	1,100円
譲渡記録請求	330円	660円	1,100円
分割譲渡記録請求	330円	660円	1,100円
保証記録請求	220円		1,100円
変更記録請求	220円		1,100円
支払等記録請求	220円		1,100円
譲渡記録請求(でんさい割引)※1	330円		

※1 譲渡記録請求(でんさい割引)の手数料金額は、でんさい1件あたりの金額となります

※2 パソコンの故障等によりインターネット環境をご利用できない場合に当金庫が代行して各種手続きを行う場合

その他の手数料	手数料
ご利用区分	
通常開示(オンライン)	無料
特例開示(書面)	3,300円
残高証明都度発行(書面)	4,400円
残高証明定例発行	1,650円
口座間送金決済中止	1,100円
中小企業倒産防止共済制度に係る証明書発行手数料	1,650円
特定記録機関連変更記録	2,200円
支払不能情報照会	1,100円

両替機利用手数料

両替後の合計枚数	手数料(消費税込み)
1枚~50枚	無料
51枚~499枚	100円
500枚~999枚	200円
1,000枚以上	300円

窓口両替手数料

お取扱枚数	手数料(消費税込み)
1枚~50枚	無料
51枚~200枚	220円
201枚~400枚	440円
401枚~600枚	660円
601枚~800枚	880円
801枚~1,000枚	1,100円
1,001枚以上	1,000枚ごとに550円加算

※お取扱枚数をご両替前・ご両替後のいずれか多い方の枚数とさせていただきます。

※金種指定によるお引き出し：硬貨・紙幣の合計枚数(但し、一万円券の枚数は含みません。)

(注1) 金種指定の払戻請求書が複数枚の場合は、全てのお引き出しで指定された金種の合計枚数を手数料計算の対象とします。

大量硬貨入金手数料

お取扱枚数	手数料(消費税込み)
1枚~500枚	無料
501枚~1,000枚	330円
1,001枚~2,000枚	660円
2,001枚以上	990円 1,000枚ごとに330円加算

※硬貨による口座へのご入金・お振込等のお取引で、硬貨の枚数に応じ手数料をいただきます。

但し、寄付金・募金・義援金口座へのご入金・お振込については、対象外とします。

※1日に複数回のお取引の場合や伝票・振込依頼書等を複数に分けてのお取引の場合は、合計枚数での手数料をいただきます。

※渉外係が店舗外でお預かりする場合も、同様のお取扱いとなります。

訪問時両替手数料

お取扱枚数	手数料(消費税込み)
1枚~10枚	無料
11枚~200枚	500円
201枚~500枚	800円
501枚~1,000枚	1,500円
1,001枚~2,000枚	2,500円
2,001枚~3,000枚	4,000円

※お取扱枚数をご両替前・ご両替後のいずれか多い方の枚数とさせていただきます。

融資関連手数料

項 目		金 額	
割引手形	取立料	佐賀交換地区（1通）	660円
		自店・僚店（1通）	440円
		他所（1通）	660円
	信用調査料	1,100円	
手形貸付	用紙代	新規実行手数料	1,100円
		手形書換手数料（期限内）	550円
		手形書換手数料（条件変更）	5,500円
証書貸付	新規実行手数料	2,200円	
	消費者ローン実行手数料	2,200円	
	条件変更手数料	5,500円	
	消費者ローン条件変更手数料	2,200円	
	一部繰上返済手数料	残高100万円未満	3,300円
		残高100万円以上	11,000円
	全額繰上返済手数料	残高100万円未満	3,300円
		残高100万円以上	44,000円
期限前弁済手数料	特約書に準ずる		
住宅ローン	新規実行手数料	55,000円	
	一部繰上返済手数料	残高100万円未満	5,500円
		残高100万円以上	11,000円
	全額繰上返済手数料	残高100万円未満	5,500円
		残高100万円以上	44,000円
	つなぎ資金（手形貸付）	11,000円	
カードローン	新規実行手数料	0円	
	極度額変更手数料	1,100円	
	新当座貸越新規及び更新手数料	1,100円	
	事業者カードローン更新手数料	1,100円	

項 目		金 額
金銭保証書発行・変更手数料		2,200円
証明書発行手数料 （住宅取得控除証明書・支払利息証明書・残高証明書等）		330円
融資・預金取引履歴発行手数料（1通） （返済予定表・融資取引明細等）		110円
融資証明発行手数料		11,000円
株式・出資保管証明書発行手数料 基本料金5,000円+ （保管金×1,000分の1）+消費税		
不動産担保設定手数料（住宅ローン以外）		55,000円
に抵当権変更登記	増額設定・譲受、仮登記・登記留保等	55,000円
	追加設定、極度減額・一部譲渡、順位変更・一部解除、担保差替・債務者変更	27,500円 県外物件 +11,000円
動産譲渡担保事務手数料（太陽光設備等）		55,000円
債権譲渡担保事務手数料（太陽光設備等）		55,000円
信金中央金庫代理貸付 一般貸付手数料		2,200円
信用保証協会保証付融資手数料		2,200円
融資関連調査費		実費
返済予定表再発行手数料		550円

期限前弁済手数料（借入期間5年以上で返済期間の2分の1を経過しない借入）

- ①弁済時、返済残存期間10年超：
期限前弁済手数料＝期限前弁済金額×弁済時の約定金利×3
- ②弁済時、返済残存期間5年超10年以下：
期限前弁済手数料＝期限前弁済金額×弁済時の約定金利×2
- ③弁済時、返済残存期間5年以下：
期限前弁済手数料＝期限前弁済金額×弁済時の約定金利×1

商品のご案内

預 金	
総合口座	普通預金と定期預金を一冊にセットした便利な通帳です。いざという時、定期預金の90%最高300万円まで自由に借り入れる事ができます。
当座預金	事業・ご商売の支払に便利な小切手・手形の決済資金のための預金です。
普通預金	給与・年金の受取、公共料金の自動支払等、くらしのおサイフがわりに便利な預金です。
貯蓄預金	普通預金と同様にいつでもお引き出しが出来ますが、給与・年金等のお受取りや公共料金、クレジットカードなどの自動支払にはご利用いただけません。
通知預金	短期間の預け入れに適した預金です。
納税準備預金	税金のお支払いに備える預金で、お利息は非課税です。
決済用普通預金	預金保険制度により全額保護される無利息の普通預金です。
期日指定定期預金	1年複利の定期預金です。お預入れ1年経過後は、1ヵ月前のご通知でいつでもご自由にお引き出しできます。また、元金の一部お支払も可能です。
スーパー定期預金	まとまった資金の一定期間の運用に適した預金です。
大口定期預金	大口資金の一定期間の運用に適した預金です。
変動金利定期預金	預入後6ヵ月は預入時の利率ですが、その後は6ヵ月毎のサイクルで利率が見直される変動金利の定期預金です。
積立定期預金	目的額に応じて自由に組み合わせが可能な積立型の定期預金です。
定期積金（スーパー積金）	目標を定めたら、毎月、ムリのない積立で、必要な資金作りができます。
財形年金貯蓄	お勤めの方の個人年金プラン。豊かなシルバーライフの準備にどうぞ。マル財の非課税枠がご利用になります。
財形住宅貯蓄	住宅取得プランの強力な助っ人です。毎月計画的にお積立下さい。マル財の非課税枠がご利用になります。
一般財形貯蓄	財産づくりを目的として、給与・ボーナスから天引きで積立ができます。

保 険	
年金保険	将来の公的年金では不安をお持ちの方へ、また相続税等税制面の特典も含め資産の有効活用におすすめします。
変額保険	死亡保障を備えながら将来に向けての資金が準備できる保険です。
終身保険	大切な資産をたしかかな未来につなげる保険です。
医療保険	公的医療保険（健康保険）の自己負担分を補完するための保険です。
がん保険	医療保険の支払い対象となる疾病ががん等の特約疾病に絞られ、保険料を低廉にした保険です。
介護保険	誰もが直面する可能性のある介護、その介護状態に合わせて保障する保険です。
学資保険	積立感覚で無理なく教育資金を準備できる貯蓄型の保険です。
火災保険	住宅ローンをご利用になるお客様へぴったりの保険です。幅広い補償内容で納得いただける保険料がおすすめです。
傷害保険	ケガや介護に備える充実の補償。簡単な手続きで、もしもの時の安心をお手頃な保険料でご提供します。
債務返済支援保険	住宅ローンご利用のお客様が病気・ケガで働けなくなった期間の返済を最長25ヵ月バックアップします。
業務災害保険	事業者従業員のケガや事故、業務を原因とするうつ病や過労等による脳・心臓疾患などに幅広く補償する保険です。
証券業務	
投資信託	投資信託は、多くのお客様からお預かりした資金をひとつにまとめ、運用の専門家である投資信託会社が、国内外の株式や債券、リートの金融商品に投資し、その成果をお客様にお返しする商品です。
個人向け国債	国債は国が発行する安全性の高い債券です。3年満期（固定）・5年満期（固定）・10年満期（変動）の3種類を取扱っています。
年 金	
しんきんDeCo	個人型確定拠出年金の愛称で老後資金つくるための年金制度です。

融資（ローン）	
個人向け	
しんきんカードローン	ATMからいつでも必要な資金をご利用限度額内で、繰り返し何回でもご利用できます。 【ご融資極度額】 300万円以内 【更新期間】 2年
各種カードローン	ATMからいつでも必要な資金をご利用限度額内で、繰り返し何回でもご利用頂け、おまとめにも最適です。 【ご融資極度額】 10万円～800万円 【更新期間】 1年・3年
フリーローンモア	お使いみちは自由です。事業資金としてもご利用できます。 【ご融資額】 1,000万円以内（事業性資金を含む場合は、500万円以内） 【期間】 6ヵ月以上10年以内
フリーローンスーパーモア	お使いみちは自由（事業資金は除く）にご利用できます。 【ご融資額】 500万円以内 【期間】 6ヵ月以上15年以内
多目的ローン「いまリッチ」	お使いみちは自由（事業資金は除く）にご利用できます。 【ご融資額】 500万円以内 【期間】 6ヵ月以上10年以内
フリーローン「スピーディー」	消費者金融の一括化等で毎月の返済負担軽減にご利用できます。 【ご融資額】 800万円以内（1万円単位） 【期間】 10年以内（ただし、専業主婦は50万円以内）
しんきんがん先進医療ローン	がん先進医療の治療費をご用立てします。 【ご融資額】 300万円以内 【期間】 7年以内
教育カードローン「学資応援団Z」	入学金や授業料、教材費など学生生活を維持するのに必要な資金にご利用できます。在学期間中は利息返済のみで便利なカードローンです。 【ご融資極度額】 500万円以内
しんきんフリーローン	資金使途は自由（事業性資金・おまとめ資金可） 【ご融資額】 500万円以内 【期間】 10年以内
しんきん福祉ローン	高齢者、障害者のための設備、器具、介助者等を必要とされる場合ご利用できます。 【ご融資額】 500万円以内 【期間】 10年以内
しんきんカーライフプラン	新・中古車の購入、免許取得やローンの借換えなど車に関するローンです。 【ご融資額】 1,000万円以内 【期間】 15年以内（ボーナス併用可、据置期間最長6ヵ月）
新マイカーローン	新・中古車の購入、免許取得やローンの借換えなど車に関するローンです。 【ご融資額】 1,000万円以内 【期間】 10年以内（ボーナス併用可、据置期間最長6ヵ月）
しんきん教育プラン	お子様の入学金や授業料など学校に納める学費のほか、制服、教科書のご購入などにもご利用できます。 【ご融資額】 1,000万円以内 【期間】 16年以内
シニアライフローン	当金庫で年金をお受取りの方専用です。リフォーム資金、カーライフローン、旅行資金等幅広い資金ニーズにご利用できます。 【ご融資額】 100万円以内 【期間】 3ヵ月以上10年以内
住宅ローン（しんきん保証）	住宅の新築・購入・増改築、マンションの購入にもご利用できます。 【ご融資額】 1億円以内 【期間】 40年以内

住宅ローン（全国保証）	【ご融資額】 1億円以内（1万円単位） 【期間】 50年以内
3大疾病保証特約付住宅ローン	万一、「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」の3大疾病により所定のお支払い事由に該当された場合、住宅ローン残高全額が3大疾病保険金として支払われます。
しんきん「エコ住宅」リフォームローン	太陽光発電・オール電化・ガス省エネのエコ住宅リフォームにご利用できます。 【ご融資額】 1,000万円以内 【期間】 15年以内
リフォームプラン（しんきん保証）	住宅の増改築等リフォームにご利用できます。 【ご融資額】 1,000万円以内 【期間】 15年以内
無担保住宅ローン	自宅の購入、リフォーム、住宅ローンの借換え等にご利用できます。 【ご融資額】 1,500万円以内 【期間】 3ヵ月以上20年以内
農業者向け	
農機具購入ローン	農業用機械購入資金としてご利用できます。 【ご融資額】 300万円以内 【期間】 7年以内
農業者向けローン	農業事業者の運転資金・設備資金としてご利用できます。 【ご融資額】 300万円以内 【期間】 5年以内
農業サポートローン	農業以外の資金ニーズ（生活費など）にもご利用できます。 【ご融資額】 500万円以内 【期間】 10年以内
事業者向け	
新当座貸越ローン	契約貸越限度額内で事業性資金にご利用できます。 【ご契約額】 5,000万円以内 【更新期間】 2年 途上審査の対象となります。
事業者カードローン	事業に必要な設備資金、運転資金をスピーディーにご利用できます。当座貸越型で極度額まではいつでも自由にご利用できます。信用保証協会の保証をお願いしております。 【ご融資額】 2,000万円以内 【更新期間】 2年
いしん創業支援ローン	当金庫営業エリアにおいて新たな事業を6ヶ月以内に開業されるか、又は開業されてから3年以内の法人、個人の運転資金または設備資金として、ご利用できます。 【ご融資額】 300万円以内（10万円単位） 【期間】 5年以内
一般のご融資（割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越）	
健全な使途のもの	
公的制度融資	
各地方団体のもの 【ご融資額】 各団体基準 【期間】 各制度基準	
代理業務	
信金中央金庫、住宅金融支援機構（フラット35）や㈱日本政策金融公庫等の資金の貸付 【ご融資額】 各団体基準 【期間】 各団体基準	

主な商品のご案内

100周年記念商品
100周年定期預金 50%増額の特典
年0.2% 年0.3%
1口10万円以上1,000万円未満

100周年記念商品
100周年カーライフプラン
特別優待年間0.70%
年0.70%

100周年記念商品
100周年住宅プラン
特別優待年間0.90%
年0.90%

フリーローンモア
3.3% 5.3% 6.5% 7.5% 9.5% 11.5% 14.0%

個人向けローン
1.30% 1.94% 2.30% 4.10%
1.90% 1.75% 4.50 - 14.00% 14.00 - 14.40%

■ 事業の概況 (98期)

【事業の方針】

当金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、質の高い金融および非金融サービスの提供を通じて地域経済・地域社会の発展に貢献する地域金融機関として「地域産業・経済の健全なる発展」「地域住民の生活文化の向上、豊かな未来創り」「地域に根ざした社会的評価の向上」「地域から信用・信頼・信任される人材育成」を経営理念として掲げ取り組んでいます。

【経営方針】

令和3年度に策定した「伊万里信用金庫3か年計画」の最終年度であり、役職員一人ひとりが自己を向上させ、各店部署、活気ある、活力ある組織として行動するとともに、新型コロナウイルス感染症収束後も、引き続き当金庫の役職員と家族等の健康を守ることを第一と考え、お客様のために使命感を持って、まずは汗をかき、汗のなかから知恵を出して実践することを目指しました。

その中で、重要課題を、取引先企業の実態を把握して、円滑な資金繰りを支援するとともに、事業性評価による経営改善、様々な制度融資、補助金、助成金等の提案といった取引先支援を重要課題と位置づけ取り組みました。

【令和5年度基本目標】

1. 支援・営業力の深化
 - ・取引先の資金繰りを支え、事業継続を支援
 - ・取引先管理と攻めの強化
 - ・企業への支援（経営改善・事業再生支援、事業継承支援）
 - ・広範な中小企業関係機関および外部専門家等との連携、各種公的支援制度の活用
 - ・IT、DX戦略の検討、推進
 - ・金庫創立100周年記念事業の計画立案
 - ・経営者保証対応
2. 経営力・内部態勢の深化
 - ・店舗戦略、店舗運営の見直し（グループ店の検討）
 - ・資金運用力、リスク管理の強化
 - ・金庫経営にかかるSDGsの視点を取り込んだ活動
 - ・経営管理態勢の充実、強化に向けた施策の推進（マネロン、反社、サイバー、BCP対応）
3. 人材力・組織力の深化
 - ・人材の確保（様々なチャネルを利用して金庫に適する人材を採用する）
 - ・「働き方改革」の推進と法対応
 - ・女性職員の活躍推進に向けた取り組み

【令和5年度数値目標】

預 金	末 残	978億円	平 残	1,030億円
貸 出 金	末 残	616億円	平 残	606億円
当期純利益		189百万円		

【経済金融事情】

令和5年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月に感染症法上の分類が2類相当から5類に引き下げられ、経済活動が正常化する中で、景気は穏やかに回復基調にあります。

一方で、海外情勢に目を向けると、ウクライナや中東等をはじめとする地政学リスクが高まっている中で、中国経済の先行き懸念や

欧米の金融引締め、諸外国の選挙動向など、不確実性の高い状況にあることから、国内の景気下押しリスクが懸念されています。

また、中小企業を取り巻く経営環境は、コロナ禍後の業況回復のみならず、人口減少・少子高齢化の進展に伴う慢性的な人手不足や後継者難に向けた対応、デジタル化（DX）の進展や脱炭素化をはじめとしたサステナブル社会の実現に向けた取り組み（GX）等への対応の必要性などますます課題が山積みしています。

こうした状況の中、当金庫は“協同組織の地域金融機関”としての原点を踏まえ、“地域のために存在し、地域を守る”という確固たる信念のもと、今まで以上に地域やお客様と寄り添うリレーションシップを追求し、現在の地域やお客さまが抱えているさまざまな課題と真摯に向かい合い、地域経済を支えたいと考えております。

【業績】

令和5年度の業容につきましては、預金積金の期末残高が978億円（前期比20億円増加、伸長率2.12%増）、貸出金の期末残高が625億円（前期比21億円増加、伸長率3.48%増）となりました。

損益状況につきましては、経常収益が1,644百万円（前期比73百万円減収、4.26%減）、経常費用が1,363百万円（前期比96百万円減、6.61%減）となり、経常利益は280百万円（前期比23百万円増益、9.05%増）、税引前当期純利益は280百万円（前期比23百万円増益、9.00%増）、当期純利益は200百万円（前期比16百万円増益、9.07%増）となりました。

自己資本比率の状況につきましては、12.74%と国内基準である4%を大きく上回っております。

なお、決算に関しましては、会員や顧客の信頼を得るべく有限責任監査法人トーマツの会計監査を受け、より正確で透明性の高いものとなるよう努めております。

		金 額	目標達成率	対前年伸長率
預 金	末 残	97,877百万円	100.07%	2.12%
	平 残	101,403百万円	98.44%	0.35%
貸 出 金	末 残	62,527百万円	101.50%	3.48%
	平 残	60,348百万円	99.58%	1.65%
当期純利益	200百万円（前期比16百万円増益、9.07%増）			

【事業の展望及び当金庫が対処すべき課題】

令和6年4月からスタートする業界の中期経営計画「しんきん『未来を拓く変革への挑戦』3か年計画」に基づき、新たに「伊万里信用金庫3か年計画」を策定しました。

社会環境が複雑化する今日にあっては、信用金庫のサポートを必要としている人は、中小企業・小規模事業者のみならず様々な分野で増えていると考えられ、幅広くお客さまの課題解決に取り組む必要があります。当金庫のすべきことは、これからも、広く支援が必要としている人達を支え、課題解決に貢献し、その人達を幸せにすることです。

また、伊万里信用金庫は令和7年2月に創立100周年を迎えます。

この歴史は100年約36,500日の間、金庫と取り引き頂いたお客様、またこの間金庫に勤務していただいた全ての役職員の汗の結晶です。これからも地域一番のシェアを持って地域に貢献することが伊万里信用金庫の使命であり、誇りと自信を持って行動して行くものです。

最近5年間の主要な経営指標の推移

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	千円	1,450,843	1,442,379	1,598,176	1,717,446	1,644,202
経常利益（又は経常損失（△））	千円	96,347	250,530	149,328	257,646	280,972
当期純利益（又は当期純損失（△））	千円	38,380	117,557	174,392	183,516	200,169
出資総額	百万円	200	201	200	203	204
出資総口数	千口	401	402	401	406	409
純資産額	百万円	5,211	5,786	5,710	5,437	5,621
総資産額	百万円	88,541	107,690	110,378	106,664	104,079
預金積金残高	百万円	82,526	91,766	94,579	95,842	97,877
貸出金残高	百万円	53,616	57,841	59,237	60,422	62,527
有価証券残高	百万円	19,575	24,181	23,394	21,059	21,448
単体自己資本比率	%	11.94	11.85	11.91	11.94	12.74
出資に対する配当金（出資1口あたり）	円	15	15	15	15	15
役員数	人	13	13	13	13	12
うち常勤役員数	人	6	6	6	5	5
職員数	人	85	84	81	80	85
会員数	人	6,240	6,321	6,362	6,393	6,404

業務粗利益

（単位：千円、％）

	令和4年度	令和5年度
資金運用収支	1,312,619	1,339,991
資金運用収益	1,334,861	1,359,020
資金調達費用	22,242	19,029
役務取引等収支	△ 5,772	△ 5,025
役務取引等収益	128,196	129,120
役務取引等費用	133,968	134,146
その他の業務収支	2,932	△ 28,250
その他業務収益	149,114	96,394
その他業務費用	146,181	124,645
業務粗利益	1,309,779	1,306,714
業務粗利益率	1.15	1.23

- （注） 1. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

業務純益

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度
業務純益	320,651	278,513
実質業務純益	311,632	304,522
コア業務純益	315,702	352,788
コア業務純益（投資信託解約損益を除く）	241,492	320,005

- （注） 1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
 業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
 また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
 2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
 3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等証券償却を通算した損益です。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第97期	第98期
	令和5年3月31日現在	令和6年3月31日現在
【資産の部】		
●現金	2,114	1,648
●預け金	22,515	17,705
●買入金銭債権	7	1
●有価証券	21,059	21,448
国債	3,951	3,308
地方債	1,319	1,686
社債	9,662	10,620
株式	1,023	986
その他の証券	5,102	4,846
●貸出金	60,422	62,527
割引手形	230	189
手形貸付	3,468	2,652
証書貸付	54,595	57,675
当座貸越	2,129	2,009
●その他資産	403	585
未決済為替貸	8	27
信金中金出資金	318	458
前払費用	5	4
未収収益	61	83
その他の資産	9	11
●有形固定資産	709	683
建物	310	286
土地	326	326
リース資産	42	35
その他の有形固定資産	31	35
●無形固定資産	10	8
ソフトウェア	6	5
リース資産	0	—
その他の無形固定資産	3	3
●繰延税金資産	357	369
●債務保証見返	28	41
●貸倒引当金	△ 965	△ 940
(うち個別貸倒引当金)	(△ 907)	(△ 855)
資産の部合計	106,664	104,079

◆会計監査人の監査

令和5年6月23日開催の第97回通常総代会及び、令和6年6月14日開催の第98回通常総代会で報告を行った令和4年度（第97期）、令和5年度（第98期）の貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

本ディスクロージャー誌の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、上記の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書に基づき記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して作成しておりますが監査を受けておりません。

負債及び純資産

(単位：百万円)

科 目	第97期 令和5年3月31日現在	第98期 令和6年3月31日現在
【負債の部】		
●預金積金	95,842	97,877
当座預金	1,508	1,384
普通預金	37,774	40,715
貯蓄預金	77	63
通知預金	0	0
定期預金	52,013	51,317
定期積金	4,220	3,982
その他の預金	246	413
●借入金	4,965	135
●その他負債	192	201
未決済為替借	16	33
未払費用	40	12
給付補填備金	1	1
未払法人税等	24	72
前受収益	43	25
リース債務	43	37
その他の負債	22	18
●賞与引当金	23	25
●役員賞与引当金	7	7
●退職給付引当金	123	116
●役員退職慰労引当金	38	46
●再評価に係る繰延税金負債	4	4
●債務保証	28	41
負債の部合計	101,226	98,457
【純資産の部】		
●出資金	203	204
普通出資金	203	204
●利益剰余金	5,797	5,991
利益準備金	200	203
その他利益剰余金	5,597	5,788
特別積立金	4,200	4,310
(うち100周年事業積立金)	—	(10)
当期末処分剰余金	1,397	1,478
●処分未済持分	—	△ 0
●会員勘定合計	6,000	6,196
●その他有価証券評価差額金	△ 397	△ 408
●土地再評価差額金	△ 165	△ 165
●評価・換算差額等合計	△ 563	△ 574
純資産の部合計	5,437	5,621
負債及び純資産の部合計	106,664	104,079

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第97期	第98期
●当期末処分剰余金	1,397,145,875	1,478,956,371
●剰余金処分額	118,359,473	107,654,356
利益準備金	2,354,000	1,592,000
普通出資に対する配当金	6,005,473	6,062,356
特別積立金	110,000,000	100,000,000
* (うち目的積立金)	(10,000,000)	—
●繰越金 (当期末残高)	1,278,786,402	1,371,302,015

* 当金庫創立100周年記念事業を行うための積立金

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第97期 令和5年3月31日現在	第98期 令和6年3月31日現在
経常収益	1,717,446	1,644,202
資金運用収益	1,334,861	1,359,020
貸出金利息	1,032,173	1,093,972
預け金利息	21,033	24,896
有価証券利息配当金	265,882	225,564
その他の受入利息	15,771	14,586
役務取引等収益	128,196	129,120
受入為替手数料	52,675	52,926
その他の役務収益	75,521	76,194
その他業務収益	149,114	96,394
外国為替売買益	918	1,029
国債等債券売却益	142,006	74,298
国債等債券償還益	—	2,050
その他の業務収益	6,189	19,016
その他経常収益	105,273	59,667
償却債権取立益	—	150
株式等売却益	103,663	58,227
その他の経常収益	1,609	1,239
経常費用	1,459,799	1,363,229
資金調達費用	22,242	19,029
預金利息	20,562	17,499
給付補填備金繰入額	1,038	1,051
借入金利息	641	478
役務取引等費用	133,968	134,146
支払為替手数料	15,237	15,132
その他の役務費用	118,731	119,014
その他業務費用	146,181	124,645
国債等債券売却損	96,158	53,512
国債等債券償還損	49,918	71,102
その他の業務費用	104	30
経費	1,019,089	1,017,380
人件費	619,654	632,646
物件費	360,276	345,140
税金	39,158	39,593
その他経常費用	138,316	68,028
貸倒引当金繰入額	39,716	44,859
貸出金償却	27,357	—
株式等売却損	40,737	19,899
その他資産償却	1,015	1,015
その他の経常費用	29,489	2,254
経常利益	257,646	280,972
特別損失	0	129
固定資産処分損	0	129
税引前当期純利益	257,646	280,843
法人税、住民税及び事業税	44,423	87,278
法人税等調整額	29,707	△ 6,605
法人税等合計	74,130	80,673
当期純利益	183,516	200,169
繰越金(当期首残高)	1,213,629	1,278,786
当期末処分剰余金	1,397,145	1,478,956

注記事項(第98期)

損益計算書関係

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益金額491円39銭
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針と合わせ注記しております。

注記事項 (第98期)

(貸借対照表関係)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物 10年～50年
 その他 2年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 ① 制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)
 年金資産の額 1,680,937百万円
 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,770,192百万円
 差引額 △89,255百万円
 ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
 令和5年3月31日現在 0.0804%
 ③ 補足説明
 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方

法は期間19年0ヵ月の元利均等償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金15百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 当金庫の顧客と契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を確認する時点)は以下の通りであります。
 役務取引等収益
 役務取引等は、預金・貸出業務、為替業務及び証券関連業務等に関する事務手数料等であり、顧客との契約に基づきサービスを提供する義務があります。これらの取引は、サービスの提供が完了した時点をもって履行義務が充足されるとし、原則として一時点で収益を認識しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。
 (1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した金額
 貸倒引当金 940百万円
 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 ① 算出方法
 当金庫は、債務者の財務情報や入手可能な外部情報等に基づき、債務者ごとにその債務者区分(正常先・要注意先(要管理先およびその他要注意先)・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先)を決定し、会計方針に関する事項の「7. 貸倒引当金の計上基準」に記載した算出方法により貸倒引当金を計上しております。
 ② 主要な仮定
 債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しについて、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し設定しております。
 ③ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響
 債務者の経営環境等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、債務者区分やキャッシュ・フローの見積り又は予想損失率の変更等により引当金が増減し、財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 11百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,578百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権額 1,055百万円
 危険債権額 904百万円
 三月以上延滞債権額 -百万円
 貸出条件緩和債権額 -百万円
 合計額 1,960百万円
 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを

目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

18. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は189百万円であります。

19. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産

定期預け金 300百万円
担保資産に対応する債務
借入金 135百万円

上記のほか、信用金庫為替決済規定による決済取引の担保として、定期預け金1,000百万円を差し入れております。

20. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める「地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格」により算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △ 168百万円

21. 出資1口当たりの純資産額 13,736円76銭

22. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券・投資信託及び株式であり、満期保有目的および事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は、主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、「クレジットポリシーによる厳正な審査」「ポートフォリオ管理による特定業種及び大口化等の偏った融資の回避」「不動産担保融資は定期的な評価の見直しによる適正担保評価の確保」に努め、融資審査管理部門で管理しています。

②市場リスクの管理

当金庫は、金利リスク・価格変動リスク・為替リスクなど市場リスクについて、財務企画部において、余裕資金運用に係るリスク管理細則などに基づき日常的に計数を把握するほか、定期的に資産負債総合管理委員会(ALM委員会)に報告を行うことで管理しております。

・市場リスクに係る定量的情報

当金庫において市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」「有価証券」「貸出金」「預金積金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間240日、観測期間5年間で計測される99パーセントイル金利変動幅を用いた経済価値の変動を市場リスク量として、定量分析を行っています。算出に当たっては、再評価法を用い、金利が99パーセントイル変動幅だけ変化した時の時価総額を再計算し、変化前後の変化の大きさをを用いて当該リスク量としています。令和6年3月31日において、当該リスク量の大きさは1,590百万円になります。

ただし、当該リスク量は金利以外のリスク変数が一定の場合を想

定しているため、金利以外のリスク変数が変化した場合のリスク量は捕捉できません。また99パーセントイル変動幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALM委員会を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち、貸出金については簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらとの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	17,705	17,763	57
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,200	1,208	8
その他有価証券	20,242	20,242	-
(3) 貸出金(*1)	62,527		
貸倒引当金(*2)	△ 940		
	61,587	61,293	△ 294
金融資産計	100,734	100,506	△ 228
(1) 預金積金(*1)	97,877	97,884	7
(2) 借入金(*1)	135	138	3
金融負債計	98,012	98,022	10

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除してあります。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、24.から25.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①~③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対象表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	6

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5号に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、25.まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国 債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社 債	-	-	-
	外国債券	900	911	11
	小 計	900	911	11
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国 債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社 債	-	-	-
	外国債券	300	297	△ 2
	小 計	300	297	△ 2
合 計		1,200	1,208	8

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	753	435	318
	債 券	854	848	5
	国 債	-	-	-
	地方債	202	200	2
	社 債	651	648	2
	その他	1,230	980	250
	外国債券	344	305	38
	その他	886	675	211
	小 計	2,839	2,265	573
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	226	253
債 券		14,761	15,758	△ 996
国 債		3,308	3,781	△ 472
地方債		1,484	1,595	△ 111
社 債		9,968	10,380	△ 411
その他		2,415	2,533	△ 117
外国債券		2,058	2,147	△ 89
その他		357	385	△ 28
小 計	17,403	18,544	△ 1,141	
合 計		20,242	20,810	△ 567

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	433	58	19
債 券	1,241	3	53
国 債	471	3	26
地方債	96	-	3
社 債	673	0	23
その他	1,041	103	71
外国債券	274	70	-
その他	767	32	71
合 計	2,716	165	144

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,495百万円であります。このうち、契約残存期間が1年以内のものが4,416百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約限度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（更新時）予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

・繰延税金資産	
貸倒引当金	119百万円
退職給付引当金	34
貸倒損失否認額	66
減価償却費償却限度 超過額	67
その他有価証券評価差額金	158
その他	31
繰延税金資産小計	477
評価性引当額	△ 107
繰延税金資産合計	369

・繰延税金負債	
繰延税金負債合計	-百万円

・繰延税金資産の純額 369百万円

役職員の報酬体系の情報開示

<報酬体系について>

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬額及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金支払に関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	64 百万円

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）
 2. 上記内訳は、「基本報酬」51百万円、「賞与」5百万円、「退職慰勞金」7百万円となっております。
 なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与の額。「退職慰勞金」は当年度中に支払った退職慰勞金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。
 3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、千円、%)

	平均残高 (百万円)		利 息 (千円)		利回り (%)	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
資金運用勘定	113,374	106,005	1,334,861	1,359,020	1.17	1.28
うち貸出金	59,367	60,348	1,032,173	1,093,972	1.73	1.81
うち預け金	29,581	22,517	21,033	24,896	0.07	0.11
うち有価証券	24,096	22,816	265,882	225,564	1.10	0.98
資金調達勘定	109,536	101,584	22,242	19,029	0.02	0.01
うち預金積金	101,047	101,403	21,601	18,550	0.02	0.01
うち借入金	8,489	180	641	478	0.00	0.26

注1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年度145百万円、(令和5年度 - 百万円)を控除して表示しております。

注2. 国内業務部門と国際業務部門の区別をしております。

(単位：%)

利鞘

	令和4年度	令和5年度
資金運用利回	1.17	1.28
資金調達原価率	0.93	1.00
総資金利鞘	0.24	0.28

受取利息・支払利息の増減

(単位：百万円)

	令和4年度			令和5年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	25	42	67	0	25	25
うち貸出金	20	25	45	16	45	61
うち預け金	△0	9	9	△2	6	3
うち有価証券	4	6	11	△13	△27	△40
支払利息	1	△15	△14	△1	△3	△4
うち預金積金	△1	0	△1	0	△3	△3

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

(単位：%)

利益率

	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率 (又は損失率)	0.22	0.26
総資産当期純利益率 (又は損失率)	0.15	0.19

(注) 総資産経常(当期純)利益率(又は損失率) = $\frac{\text{経常(当期純)利益(又は損失)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

経費の内訳

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
人件費	619,654	632,646
報酬給料手当	481,298	499,171
退職給付費用	57,426	53,841
その他	80,928	79,633
物件費	360,276	345,140
事務費	167,948	170,748
(うち旅費・交通費)	(2,274)	(2,966)
(うち通信費)	(13,537)	(15,851)
(うち事務機械賃借料)	(3,502)	(4,870)
(うち事務委託費)	(106,846)	107,902
固定資産費	52,694	49,584
(うち土地建物賃借料)	(10,675)	(8,061)
(うち保全管理費)	(29,375)	(28,112)
事業費	30,617	33,159
(うち広告宣伝費)	(13,399)	(12,942)
(うち交際費・寄贈費・諸会費)	(15,887)	(18,850)
人事厚生費	27,312	11,493
減価償却費	67,634	65,752
その他	14,068	14,402
税金	39,158	39,593
合計	1,019,089	1,017,380

預金科目別残高

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度末		令和5年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
当座預金	1,508	1.57	1,384	1.41
普通預金	37,774	39.41	40,715	41.60
貯蓄預金	77	0.08	63	0.06
通知預金	0	0.00	0	0.00
別段・納税準備預金	246	0.26	413	0.42
定期預金	52,013	54.27	51,317	52.43
(うち変動金利定期預金)	(4)	(0.00)	(3)	(0.00)
定期積金	4,220	4.40	3,982	4.07
その他預金	—	—	—	—
合計	95,842	100.00	97,877	100.00
会 員	34,851	36.36	36,094	36.88
会員外	60,990	63.64	61,783	63.12

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

預金者別		令和4年度末		令和5年度末	
		金額	構成比	金額	構成比
個 人		66,999	69.91	67,879	69.35
法 人	一般法人	23,418	24.43	24,508	25.04
	金融機関	18	0.02	3	0.00
	公 金	5,405	5.64	5,486	5.60
	計	28,842	30.09	29,998	30.65
合計		95,842	100.00	97,877	100.00

預金・譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
流動性預金	38,176	40,380
うち有利息預金	36,815	39,087
定期性預金	62,494	60,642
うち固定自由金利定期預金	62,490	60,638
うち変動自由金利定期預金	4	4
その他	377	380
計	101,047	101,403
譲渡性預金	—	—
合計	101,047	101,403

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

(単位：百万円)

定期預金残高

	令和4年度	令和5年度
定期預金残高	52,013	51,317
固定金利定期預金	52,009	51,313
変動金利定期預金	4	3
その他	0	0

(単位：百万円)

財形貯蓄残高

	令和4年度末	令和5年度末
財形貯蓄	70	75

貸出金残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和4年度末		令和5年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
手形貸付	3,468	5.74	2,652	4.24
証書貸付	54,595	90.36	57,675	92.24
当座貸越	2,129	3.52	2,009	3.21
割引手形	230	0.38	189	0.30
合 計	60,422	100.00	62,527	100.00

(単位：百万円)

会員・会員外貸出金残高

	令和4年度末	令和5年度末
会 員 貸 出 金	51,007	52,511
会 員 外 貸 出 金	9,415	10,015
合 計	60,422	62,527

(単位：百万円)

貸出金平均残高

科 目	令和4年度末	令和5年度末
手 形 貸 付	3,100	3,603
証 書 貸 付	54,190	54,670
当 座 貸 越	1,853	1,883
割 引 手 形	223	192
合 計	59,367	60,348

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区分はしていません。

(単位：百万円)

貸出金の金利区分別残高

貸 出 金	令和4年度末	令和5年度末
貸 出 金	60,422	62,527
うち変動金利	30,578	34,648
うち固定金利	29,844	27,878

(単位：百万円)

貸出金の担保別内訳

	令和4年度末	令和5年度末
当金庫預金積金	870	816
有価証券	5	5
動産	716	657
不動産	16,243	17,696
その他	—	—
計	17,834	19,175
信用保証協会・信用保険	17,050	16,232
保証	4,392	4,311
信用	21,145	22,808
合 計	60,422	62,527

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

資金使途別		令和4年度		令和5年度		
		件 数	金 額	件 数	金 額	
消費財・サービス購入資金	消費財	乗 用 車	1,291	1,518	1,195	1,384
		電 化 製 品	42	36	53	56
		そ の 他	1,111	1,268	1,210	1,500
		計	2,444	2,823	2,458	2,940
	サービス	サ ー ビ ス	36	21	29	16
		そ の 他	322	334	360	385
		小 計	2,802	3,179	2,847	3,342
住 宅 資 金		922	10,007	923	10,253	
合 計		3,724	13,186	3,770	13,595	

貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

区分	期別	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	適用
				目的使用	その他		
一般貸倒引当金	令和4年度	67	58	—	67	58	
	令和5年度	58	84	—	58	84	
個別貸倒引当金	令和4年度	886	907	28	858	907	
	令和5年度	907	855	70	837	855	
合計	令和4年度	954	965	28	925	965	
	令和5年度	965	940	70	895	940	

貸出金償却額

(単位：百万円)

区分	令和4年度末	令和5年度末
貸出金償却	27	—

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

区分	令和4年度末	令和5年度末
当金庫預金積金	8	21
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	20	20
その他	—	—
計	28	41
信用保証協会・信用保険保証	—	—
信用	—	—
合計	28	41

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

使途別	令和4年度末		令和5年度末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	28,474	47.13	30,844	49.33
運転資金	31,947	52.87	31,682	50.67
合計	60,422	100.00	62,527	100.00

貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%)

業種別	令和4年度末			令和5年度末		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	146	4,898	8.10	147	4,932	7.88
農業、林業	21	462	0.76	20	313	0.50
漁業	4	40	0.06	2	33	0.05
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	184	4,306	7.12	172	3,665	5.86
電気、ガス、熱供給、水道業	5	187	0.30	5	162	0.25
情報通信業	2	81	0.13	3	68	0.10
運輸業、郵便業	39	2,232	3.69	37	2,070	3.31
卸売業、小売業	167	6,799	11.25	156	6,321	10.10
金融業、保険業	6	1,023	1.69	7	1,467	2.34
不動産業	83	7,287	12.06	94	9,383	15.00
物品賃貸業	1	73	0.12	1	78	0.12
学術研究、専門、技術サービス業	8	30	0.04	7	24	0.03
宿泊業	13	791	1.30	12	840	1.34
飲食業	85	1,487	2.46	82	1,497	2.39
生活関連サービス業、娯楽業	43	1,721	2.84	45	1,626	2.60
教育、学習支援業	4	167	0.27	5	190	0.30
医療、福祉	41	2,481	4.10	46	2,612	4.17
その他のサービス	91	2,249	3.72	100	2,594	4.14
小計	943	36,322	60.11	941	37,886	60.59
地方公共団体	5	5,615	9.29	5	5,724	9.15
個人	4,018	18,485	30.59	3,955	18,916	30.25
合計	4,966	60,422	100.00	4,901	62,527	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(単位：%)

■ 預貸率		令和4年度	令和5年度
	期末預貸率		63.04
期中平均預貸率		58.75	59.51

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$ 2. 国内業務部門と国際業務部門の区分はしていません。

■ 商品有価証券残高 該当ありません。

■ 有価証券の残存期間別残高 (単位：百万円)

		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
		令和4年度	国債	—	—	—	—	—	3,951
	地方債	—	—	—	99	395	823	—	1,319
	社債	144	560	913	1,912	4,260	1,872	—	9,662
	株式	—	—	—	—	—	—	1,023	1,023
	外国証券	131	429	423	594	1,872	—	78	3,530
	その他の証券	56	—	85	—	—	—	1,429	1,572
令和5年度	国債	—	—	—	—	—	3,308	—	3,308
	地方債	—	—	99	101	692	793	—	1,686
	社債	232	734	1,914	1,871	4,248	1,619	—	10,620
	株式	—	—	—	—	—	—	986	986
	外国証券	—	541	397	692	1,889	80	—	3,602
	その他の証券	—	153	—	—	—	—	1,090	1,243

■ 有価証券の種類別の平均残高 (単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
国債	5,042	4,041
地方債	1,898	1,748
社債	11,407	11,170
株式	917	701
外国証券	3,281	3,635
その他の証券	1,549	1,519
合計	24,096	22,816

■ 預証率		令和4年度	令和5年度
	期末預証率		21.97
期中平均預証率		23.84	22.50

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$ 2. 国内業務部門と国際業務部門の区分はしていません。

■ 有価証券の時価情報

・満期保有目的の債券 (単位：百万円)

	種類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	400	411	11	900	911	11
	小計	400	411	11	900	911	11
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	500	498	△1	300	297	△2
	小計	500	498	△1	300	297	△2
合計		900	909	9	1,200	1,208	8

(注) 1. 時価は、期日末における市場価格等に基づいております。2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

・その他保有目的の債券 (単位：百万円)

	種類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	496	306	190	753	435	318
	債券	934	925	9	854	848	5
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	102	100	2	202	200	2
	社債	832	825	6	651	648	2
	その他	937	724	212	1,230	980	250
	小計	2,369	1,956	412	2,839	2,265	573
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	520	569	△48	226	253	△26
	債券	13,998	14,728	△729	14,761	15,758	△996
	国債	3,951	4,275	△324	3,308	3,781	△472
	地方債	1,217	1,295	△78	1,484	1,595	△111
	社債	8,830	9,156	△326	9,968	10,380	△411
	その他	3,264	3,449	△184	2,415	2,533	△117
	小計	17,784	18,747	△962	17,403	18,544	△1,141
合計		20,153	20,704	△550	20,242	20,810	△567

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等などです。3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表に含めておりません。

・時価を把握することが極めて困難と認められるもの有価証券

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	6	6
信金中金出資金(*1)	318	458
合 計	324	464

(*1) 非上場株式及び信金中金出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

■ 金銭の信託の時価情報

- ・運用目的の金銭信託 該当ございません。
- ・満期目的の金銭信託 該当ございません。
- ・その他の金銭信託 該当ございません。

■ デリバティブ取引関係 該当ございません。

■ 内国為替取扱実績

(単位：百万円)

		令和4年度	令和5年度
送 金・ 振 込	仕 向 為 替	92,118	95,492
	被 仕 向 為 替	91,892	96,016
代 金 取 立	仕 向 為 替	290	16
	被 仕 向 為 替	70	3

■ 代理貸付の内訳

(単位：百万円)

	令和4年度末	令和5年度末
信 金 中 央 金 庫	—	—
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	4	4
独 立 行 政 法 人 住 宅 支 援 機 構	1,648	1,523
独 立 行 政 法 人 福 祉 医 療 機 構	8	6
合 計	1,661	1,534

■ 公共債窓販実績

(単位：百万円)

	令和4年度末	令和5年度末
国 債 証 券	76	128
政 府 保 証 債 券	—	—
合 計	76	128

■ 公共債引受額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
政 府 保 証 債 券	—	—
合 計	—	—

■ 経営管理体制およびリスク管理体制等の状況

経営管理の体制

当金庫は内部管理基本方針、経営理念、経営方針、基本目標を定め経営管理に対する姿勢の強化及び内部監査機能の充実を図るとともに理事会・監事会および内部における会議・委員会を定例化し、それぞれの機能の有効性確保に努め経営管理態勢の整備・確立を図っています。

【内部管理基本方針】

金庫業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備を図ることを目的とし定めるものである。

- 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- 監事への報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制
- 監事の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手續その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

法令等遵守の体制

金融機関の業務の公共性から、法令や業務上の諸規則等を厳格に遵守することは、金融機関業務の健全性および適切性を確保するとともに、顧客から信用・信頼・信任を確立するに最重要課題としています。

当金庫では経営陣の役割と責任を果たすことを目的として「内部管理基本方針」を定め金庫業務の全般にわたり法令等遵守態勢の整備・確立に努めています。

【伊万里信用金庫行動綱領】

伊万里信用金庫は、高い公共性を有し、地域の中小企業と地域住民のための協同組織の金融機関として、①中小企業の健全な発展、②豊かな国民生活の実現、③地域社会繁栄への奉仕の三つのビジョンのもと、その社会的使命を自覚し、地域の課題解決と持続的発展のために尽力して参りました。

これからもそうした社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上の揺るぎない信頼を確立するために、本行動綱領を定めるものであります。

【信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任】

1. 信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

【質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献】

2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

【法令やルールの厳格な遵守】

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

【地域社会とのコミュニケーション】

4. 経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

【人権の尊重】

5. すべての人々の人権を尊重する。

【従業員の働き方、職場環境の充実】

6. 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

【環境問題への取組み】

7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

【社会参画と発展への貢献】

8. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

【反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応】

9. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

顧客保護等管理の体制

金融機関にとって顧客保護等管理態勢の整備・確立は、顧客の視点に立った顧客の保護および利便性の向上の観点から重要であり、当金庫では「顧客説明」「顧客サポート」「顧客情報管理」「外部委託管理」「その他顧客保護等」の態勢の改善に努め、金庫業務のもつ社会的責任および公共的使命への確立に取組んでいます。

● 取引時確認、疑わしい取引への対応

「犯罪による収益移転防止に関する法律」に基づき「取引時確認」および「疑わしい取引」に関する届出等への対応は「疑わしい取引に係る事務対応要領」を定め管理に取組んでいます。

● 利益相反管理の体制

当金庫はお客さまとの取引にあたり、お客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある利益相反取引について、本部及び営業店一体となって適切に管理いたします。

● 反社会的勢力に対する対応

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め取組んでいます。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切、異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融ADR制度への対応

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）のお申し出に公正かつ確に対応するため、当金庫ホームページ等でその内容を公表し、金融ADR制度も踏まえつつ、適切に「苦情等」の解決を図ることに取り組んでいます。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または法務室で受け付けています

- 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえで、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- 苦情等のお申し出については記載・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出下さい。

伊万里信用金庫 法務室	
住 所	伊万里市伊万里町甲375番地3
電 話	0955-23-7573（直通）
受付時間	9:00～17:00 月曜日～金曜日（信用金庫営業日）
受付媒体	電話、手紙、面談

※お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- 当金庫のほか、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する【全国しんきん相談所】や【九州北部地区しんきん相談所】等でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記法務室にご相談下さい。

【しんきん相談所】

	全国しんきん相談所 （一般社団法人全国信用協会）	九州北部しんきん相談所 （一般社団法人九州北部信用金庫協会）
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒812-0034 福岡市博多区博多駅南1-10-4
電話番号	03-3517-5825	092-481-8815
受付時間	月曜日～金曜日 （信用金庫営業日） 9:00～17:00	月曜日～金曜日 （信用金庫営業日） 9:00～12:00、13:00～17:00
受付媒体	電話・面談・手紙	電話・面談・手紙

- 福岡弁護士会のほか、東京弁護士会等が運営する相談センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、上記当金庫連絡先「法務室」または上記【しんきん相談所】へお申し出下さい。
なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

【福岡県弁護士会仲裁センター等】

名 称	紛争解決センター（ADRセンター）
住 所	〒810-0044 福岡県福岡市中央区六本松4-2-5
電話番号	092-791-1840
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～19:00、土日祝日 9:00～13:00
名 称	北九州法律相談センター
住 所	〒803-0816 北九州市小倉北区金田1-4-2（北九州弁護士会館内）
電話番号	093-561-0360
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00
名 称	久留米法律相談センター
住 所	〒830-0021 久留米市篠山町11-5（筑後弁護士会館内）
電話番号	0942-30-0144
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00

【東京三弁護士会】

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号	03-3581-0031
受付時間	月～金曜日 9:30～12:00、13:00～16:00（祝日、年末年始を除く）
名 称	第一東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号	03-3595-8588
受付時間	月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00（祝日、年末年始を除く）
名 称	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号	03-3581-2249
受付時間	月～金曜日 9:30～12:00、13:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

- 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫法務室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫のホームページをご覧ください。

(1) 現地調査

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決に当たります。

例えば、お客さまは、福岡県弁護士会仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人と面談で、東京三弁護士会の調停人とテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

(2) 移管調停

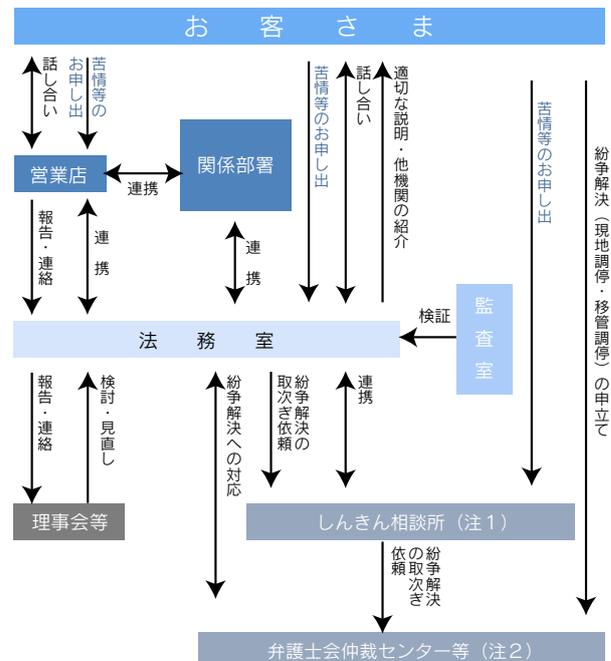
当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、福岡県弁護士会仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

- 営業店および各部署に責任者をおくとともに、法務室がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および法務室が連携したうえで、速やかに解決を図るよう努めます。
- 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を法務室から行います。
- お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- 苦情等に対応するため、関連規定等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- 苦情等への取組体制



(注1) しんきん相談所
・九州北部地区しんきん相談所
・全国しんきん相談所

(注2) 弁護士会仲裁センター等
福岡県弁護士会仲裁センター等
（現地調停・移管調停）
・紛争解決センター（ADRセンター）
・北九州法律相談センター
・久留米法律相談センター
東京三弁護士会
・東京弁護士会 紛争解決センター
・第一東京弁護士会 仲裁センター
・第二東京弁護士会 仲裁センター

統合的リスク管理体制

当金庫では各種業務執行に伴い発生する様々なリスクを正しく把握し、金融情勢の変化に対応できるよう内部管理基本方針を定めるとともに、リスク情報を捉え組織として検討する「各種リスク委員会」を設置し、経営の健全性維持と安全性の確保を行い自己資本充実のために、統合的なリスク管理に努めています。

自己資本管理

自己資本管理とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行うことをいう。

当金庫は、自己資本に関する諸施策の実施、自己資本の評価及び正確な自己資本比率の算定を行い、健全性及び適切性を確保することを目的とした「自己資本管理規程」を定め自己資本管理態勢を構築しています。

信用リスク

取引先の財務状況の悪化などにより当金庫が損失を被るリスクがあります。

当金庫では「クレジットポリシーによる厳正な審査」「ポートフォリオ管理による特定業種及び大口化等の偏った融資の回避」「不動産担保融資は定期的な評価の見直しによる適正担保評価の確保」に努め管理しています。

市場リスク

金利、為替、株式等の価格が変動し保有する資産の価値が減少することにより損失を被るリスクがあります。

当金庫では主なリスクとして「金利リスク」「為替リスク」「価格変動リスク」を掲げ、適切な運営・管理を行っています。

流動性リスク

予期せぬ資金の流出により必要な資金確保の困難及び通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る「資金繰りリスク」並びに市場混乱等による市場取引の不成立、通常よりも著しい不利な価格での取引を余儀なくされ損失を被る「市場流動性リスク」を把握し、管理しています。

オペレーショナル・リスク

金融機関の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク及び金融機関の内部管理上「オペレーショナル・リスク」と定義したリスクであります。

主なリスクは「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「人的リスク」「風評リスク」「有形資産リスク」などとし、経営の健全性、適切性の確保に努めています。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分		令和4年度	令和5年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		1,262	1,055
危険債権		822	904
要管理債権		—	—
	三月以上延滞債権	—	—
	貸出条件緩和債権	—	—
小計	(A)	2,085	1,960
保全額		(B)	1,994
	個別貸倒引当金	(C)	907
	一般貸倒引当金	(D)	—
	担保・保証等	(E)	1,087
保全率	(B) / (A) (%)	95.6%	99.8%
引当率	((C) + (D)) / ((A) - (E)) (%)	90.9%	99.6%
正常債権		(F)	58,389
総与信残高	(A) + (F)	60,474	62,611

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。

当金庫の自己資本の充実の状況について

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

- 普通出資 ①発行主体:伊万里信用金庫
②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:204百万円

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を融資事務取扱規定の中で定め、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、信用格付制度を導入して信用リスク関連データの蓄積を行い、また厳格な自己査定を実施している他、信用リスクの計量化に向け、現在、インフラ整備も含めた準備を進めております。

個別案件の審査・与信管理においては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、審査会等で信用リスク管理・運営における重要事項を審議しております。これらの相互牽制機能、経営陣による審議に加え、内部監査部門が与信運営に係る妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当に関する規定」に基づき、自己査定における債務者区分毎に算定しております。一般貸倒引当金に当たる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分毎の債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想毀損率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに、優良担保等を除いた未保全額に対して個々の基準に基づき算出しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受ける等、適切な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置であり、具体的には預金担保、有価証券担保、保証等が該当します。融資の申込時に、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質等、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、補完的と認識し、担保や保証が必要な場合は、お客様へは十分なご説明とご理解を頂く等、適切な取扱を行っております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、動産、不動産等があり、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関

係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、融資事務取扱規定や担保評価規則等により、適切な事務取扱いと適正な担保評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払い戻し充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として政府保証、地方公共団体保証、有格付会社による保証等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価としては、地方公共団体保証は政府保証と同様、有格付会社による保証は、適格格付機関が付与している格付により判定しております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより受ける信用リスクが内包されております。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるよう管理して、信用リスクへの対応としては、リスク管理の観点から、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行い、また場合に応じて担保、保証等による保全を図ることによりリスクを限定しております。

その他、有価証券関連取引については、有価証券に係る投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、影響は限定的であります。

なお、リスク資本および与信限度額の割合については、当金庫で定める「リスク管理規程」等に則り、適切に管理しております。また、長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーに関する事項については、該当ありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「内部管理基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、本部と営業店が一体となり、各種事務マニュアルの整備や、その遵守に心掛けるのは勿論のこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証等に取り組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、システム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対しては事務・システムリスク管理委員会で態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、顧客サポート態勢の統括部門を設置して苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、また各種リスク商品等に対する説明態勢の整備等、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

8. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、ストレステスト等、複合的なリスクの分析を実施し、定期的に役員会へ報告しております。また、株式関連商品への投資は、有価証券に係る投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。

一方、非上場株式、投資事業組合への出資金等に関しては、内規に基づいた適正な運用、管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行う等、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適切な処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

A. リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当金庫では、トレーディング取引等を含む金利リスクについて、市場リスクの一つとして管理しています。また、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク (以下、IRRBB: Interest Rate Risk in the Banking Book※) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めています。

(※IRRBBとは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除くすべての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。)

B. リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

当金庫では、ALM管理体制のもと、自己資本に対するIRRBBの比率にアラームポイントを設定し管理することで、健全性の確保に努めています。

C. 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

D. ヘッジ等金利リスクの削減手法 (ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む) に関する説明

当金庫では、金利上昇リスクの軽減に主眼を置き、スワップ取引等を活用する「ALMヘッジ」と、金利上昇・価格下落、為替リスク等の軽減に主眼を置き、先物・オプション・スワップ取引等を活用する「個別・包括ヘッジ」を主なヘッジ手段としています。

また、当金庫の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行等金融機関における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号) に規定する繰延ヘッジによっています。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しています。

また、上記以外の一部の資産・負債について、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE (注1) 及び Δ NII (注2) 並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(注1) IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(注2) IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

(c) 流動性預金への満期の割当て方法 (コア預金モデル等) 及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(d) 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(e) 複数の通貨の集計方法及びその前提

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。

なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。

また、重要性の観点より、一部の通貨については金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを他の通貨に集約して、金利リスクを算出しています。

(f) スプレッドに関する前提 (計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しています。

(g) 内部モデルの使用等、 Δ EVEと Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは、使用していません。

(h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

開示初年度であるため記載していません。

(i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当期の重要性テスト結果は、監督上の基準値である自己資本の額の20%を超過しておりますが、自己資本の余裕額の範囲内であります。

なお、当金庫では重要性の観点より、ストレス時に大きな影響を与えると考えられる資産・負債をIRRBBの計測対象としており、その選別にあたっては定量的な基準 (信用金庫の資産・負債の5%程度) に加えて、定性的な影響等を考慮しています。

B. 信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

(a) 金利ショックに関する説明

Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動としています。

(b) 金利リスク計測の前提及びその意味 (特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIと大きく異なる点)

当金庫では、リスク資本配賦制度の一環として、金利リスクをVaRなどにより管理しており、預貸金や債券のVaRに基づくリスク量に上限ガイドラインを設定しています。

具体的には、部門毎に配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資などの市場取引や預貸金といった商品毎のVaR (保有期間1年、観測期間1年、信頼水準99.9%) に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めています。また、市場取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠や評価損益アラームポイントなども設定しており、四半期毎に運用方針を見直すことでリスクのコントロールを行っています。

また、当金庫では、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しています。さらに、収益管理や経営上の判断その他の目的では、市場環境等を踏まえた金利の見通しなど実現性の高い金利変動等を想定し、金利リスクを計測しています。

定性的な開示事項

■ 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	5,994	6,190
うち、出資金及び資本剰余金の額	203	204
うち、利益剰余金の額	5,797	5,991
うち、外部流出予定額 (△)	6	6
うち、上記以外に該当するものの額	—	0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	58	84
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	58	84
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,053	6,274
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	10	8
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	10	8
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少額出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目 (ロ)	10	8
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	6,042	6,266
リスクアセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	48,250	46,766
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 150	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 150	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,340	2,384
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	50,591	49,150
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	11.94%	12.74%

■ 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク（ポートフォリオ毎）及びオペレーショナル・リスクの所要自己資本の額合計

（単位：百万円）

項 目	令和5年3月期		令和6年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	48,250	1,930	46,766	1,870
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	47,811	1,912	46,077	1,843
(i) ソブリン向け	210	8	201	8
(ii) 金融機関・第一種金融商品取引業者向け	4,919	196	3,975	159
(iii) 法人等向け	21,735	869	24,428	977
(iv) 中小企業等・個人向け	11,287	451	8,647	345
(v) 抵当権付住宅ローン	1,411	56	1,176	47
(vi) 不動産取得等事業向け	32	1	26	1
(vii) 三月以上延滞等	221	8	112	4
(viii) 出資等	1,548	61	993	39
(ix) 上記以外	6,443	257	6,515	260
②証券エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	589	23	688	27
(i) ルック・スルー方式	589	23	688	27
(ii) マンデート方式	—	—	—	—
(iii) 蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
(iv) 蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
(v) フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 150	△ 6	—	—
⑤その他	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,340	93	2,384	95
ハ. 単体総所要自己資本額（イ + ロ）	50,591	2,023	49,150	1,966

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. オペレーショナルリスクは、当金庫は基礎的手法を使用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定手法>
 粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
6. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

定性的な開示事項

信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャー及び業種別の期末残高（地区別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャーの期末残高									三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他デリバティブ取引以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引				
	令和5年 3月期	令和6年 3月期	令和5年 3月期	令和6年 3月期	令和5年 3月期	令和6年 3月期	令和5年 3月期	令和6年 3月期	令和5年 3月期	令和6年 3月期	
国内	104,771	101,952	60,474	62,611	16,084	16,836	—	—	559	366	
国外	3,338	3,731	—	—	3,007	3,308	—	—	—	—	
地域別合計	108,110	105,684	60,474	62,611	19,091	20,144	—	—	559	366	
製造業	8,088	8,067	5,024	5,065	2,504	2,400	—	—	54	39	
農業、林業	480	328	480	328	—	—	—	—	—	—	
漁業	60	51	60	51	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	4,532	3,890	4,455	3,890	—	—	—	—	240	60	
電気・ガス・熱供給・水道業	1,386	1,663	187	162	1,199	1,500	—	—	—	—	
情報通信業	259	208	81	68	100	100	—	—	—	—	
運輸業、郵便業	3,134	3,174	2,268	2,104	808	1,008	—	—	4	4	
卸売業、小売業	7,692	7,279	6,978	6,469	713	809	—	—	75	74	
金融、保険業	28,351	24,591	1,029	1,473	4,720	5,319	—	—	—	—	
不動産業	8,065	10,327	7,326	9,452	701	801	—	—	26	26	
物品賃貸業	74	80	73	78	—	—	—	—	—	—	
学術研究、専門、 技術サービス業	36	29	36	29	—	—	—	—	—	—	
宿泊業	794	841	794	841	—	—	—	—	7	7	
飲食業	1,614	1,635	1,614	1,635	—	—	—	—	—	3	
生活関連サービス業、 娯楽業	2,030	1,913	1,774	1,681	100	100	—	—	—	—	
教育、学習支援業	167	190	167	190	—	—	—	—	—	—	
医療、福祉	2,517	2,627	2,517	2,627	—	—	—	—	—	—	
その他サービス	2,762	3,106	2,425	2,765	299	300	—	—	—	—	
国・地方公共団体等	13,557	13,527	5,615	5,724	7,942	7,802	—	—	—	—	
個人	17,564	17,968	17,564	17,968	—	—	—	—	150	151	
その他	4,938	4,614	—	—	—	—	—	—	—	—	
業種別合計	108,110	106,119	60,474	62,611	19,091	20,144	—	—	559	366	
1年以内	17,141	14,561	7,337	6,129	247	232	—	—			
1年超3年以内	13,524	8,989	3,658	3,996	958	1,137	—	—			
3年超5年以内	6,344	7,333	4,915	4,577	1,343	2,556	—	—			
5年超10年以内	29,088	30,992	19,604	19,916	9,351	9,722	—	—			
10年超	32,539	34,956	24,847	27,879	7,191	6,496	—	—			
期間の定めなし	9,552	9,286	110	111	—	—	—	—			
残存期間別合計	108,110	106,119	60,474	62,611	19,091	20,144	—	—			

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
 4. CAVリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業 種 区 分	個別貸倒引当金期末残高			貸出金償却	
	4年度	期中増減額	5年度	4年度	5年度
製造業	51	△ 0	50	—	—
農業、林業	58	△ 0	57	—	—
漁業	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—
建設業	167	△ 89	77	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	0	75	75	—	—
卸売業、小売業	397	1	399	—	—
金融、保険業	—	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—
学術研究、専門、技術サービス業	—	—	—	—	—
宿泊業	2	1	3	27	—
飲食業	0	0	0	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	9	△ 0	9	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—
その他サービス	24	2	26	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—
個人	195	△ 40	155	—	—
その他	—	—	—	—	—
合 計	907	△ 51	855	27	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

告示で定めるリスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウエイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年3月期	令和6年3月期
0%	15,241	14,544
10%	10,431	8,880
20%	29,581	33,287
35%	4,067	2,647
50%	5,473	6,397
75%	15,533	10,221
100%	27,731	29,667
150%	50	37
250%	0	0
1250%	—	—
合 計	108,110	105,684

(注) エクスポージャーは信用リスク削減手法後のリスク・ウエイトに区分しております。

■ 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年3月期	令和6年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	874	826	8,745	15,183	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保については簡便法を用いております。

定性的な開示事項

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

(出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等)

(単位：百万円)

区 分		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの					その他有価証券で時価のないもの 貸借対照表計上額
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		貸借対照表計上額	
						うち益	うち損		
上場株式	令和5年3月期	—	—	875	1,017	141	190	48	—
	令和6年3月期	—	—	688	980	291	318	26	—
非上場株式等	令和5年3月期	—	—	—	—	—	—	—	324
	令和6年3月期	—	—	—	—	—	—	—	464
合 計	令和5年3月期	—	—	875	1,017	141	190	48	324
	令和6年3月期	—	—	688	980	291	318	26	464

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

■ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

項 目	令和5年3月期	令和6年3月期
売 却 益	84	58
売 却 損	40	19
償 却 額	—	—

■ リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	589	688
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

■ 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,264	2,585	△75	△22
2	下方パラレルシフト	0	0	83	9
3	スティープ化	1,899	2,099		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,264	2,585	83	9
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	6,266		6,042	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

地域貢献

～伊万里信用金庫と地域社会～

当金庫の地域経済活性化

当金庫は、佐賀県一円および長崎県の一部を事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助型の金融機関です。地元のお客さまからお預かりした大切な資金（預金・積金）は、地元で資金を必要とされるお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

令和6年3月末

会員数 6,404名

出資金 204百万円

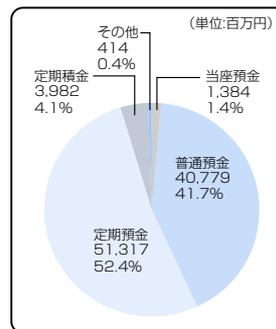
預金積金に関する事項 ～地域からの資金調達の状況～

当金庫では、地域のお客さまの着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発やサービスの一層の充実に努め、いろいろなご要望にお応えしております。各種商品の詳細につきましては本誌の7、8ページをご覧ください。

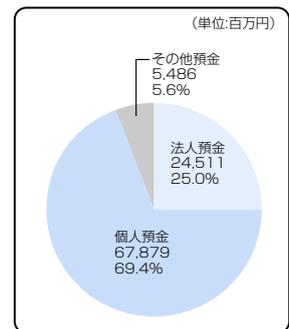
預金の推移



預金構成



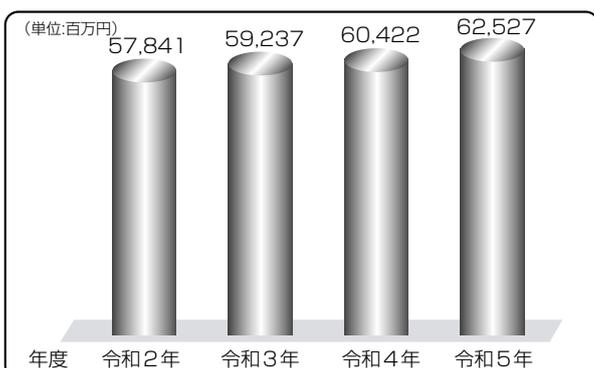
預金人格別構成



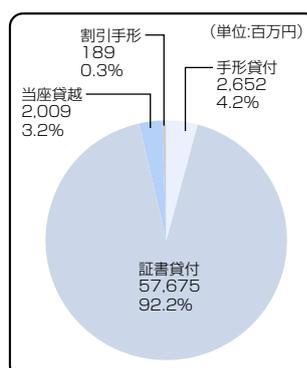
貸出金（運用）に関する事項 ～地域への資金供給の状況～

お客さまからお預かりした大切なご預金は、お客さまの幅広い融資のご要望にお応えし、地域経済の繁栄のために、円滑かつ安定的に資金供給を行なうことで、お客さまや地域社会に還元しております。事業者の皆さまには事業活動を応援する創業支援ローン、事業者向けの制度資金や設備資金を、個人の皆さまには住宅ローン、消費者ローン等お客さまの様々なニーズにお応えし資産形成と生活向上のお手伝いをさせていただいております。

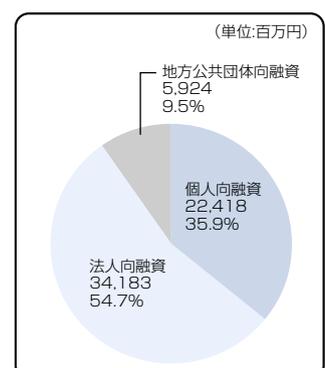
貸出金の推移



貸出金構成



貸出金人格別構成



お客さま（会員）

預金
積金

出
資
金

貸出金以外の運用に 関する事項

貸出金以外の運用は流動性資金の確保を考慮しております。主なものは預け金177億円、有価証券214億円となっています。

取引先への支援等 ～地域との繋がり～

当金庫は、業績不振となっているお客さまに親身になって相談に応じ業績、財務内容について一歩踏み込んだ分析を行い改善策、経営改善計画書へのアドバイスをするなど金銭面だけではなく知的な支援を心がけています。

「しんきん経営塾の活用・企業経営支援グループの指導・相談サービスコーナー開設・異業種交流会の開催・情報誌等の提供」などにより、お客様に“身近さ”や“親しみやすさ”を感じられる“街の相談役”としてお役に立てるよう努めております。

貸
出
金

支
援
サ
ー
ビ
ス

伊万里信用金庫 体制について

(常勤役員数：90人)
(店舗数：9店)

文化的・社会的貢献に関する事項

1. 地域活性化のお手伝い

- しんきん経営塾
- MIRAI塾
- 知的資産レポート作成
- しんきん合同商談会
- 経営セミナー・視察研修・後継者育成
- ホームページの活用
- ふれあい旅行
- お客様利便性向上のアンケート実施
- 雑貨市「集まろうイマリ」実施
- 副業人材マッチング事業

2. ボランティア活動

- 献血運動
- 老人ホーム慰問
- 伊万里津大橋（壺）等の清掃
- 伊万里ハーフマラソン給水ボランティア



3. 地域行事への参加

- 伊万里秋祭り（総踊り）
- 会議所関係の諸行事協賛
- 伊万里ウォークへの参加

4. スポーツ振興への支援

- グラウンドゴルフ大会
- 異業種交流ゴルフ大会
- 社会人クラブ交流諸大会参加

お客さま（会員）

～地域の活性化のための取組状況～

献血運動「信用金庫の日」



毎年6月の「信用金庫の日」に、社会貢献活動の一環として、本店駐車場にて献血運動を行っています

伊万里信用金庫杯グラウンドゴルフ大会



みなさん優勝を目指し、白熱した大会となりました



イルミネーション点灯

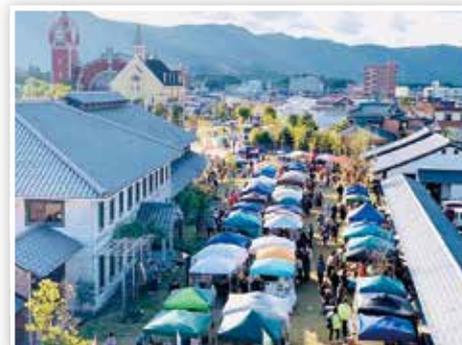


伊万里の冬の夜を明るく照らそうと、毎年伊万里駅通りのイルミネーション点灯に合わせ、本店建物にイルミネーションのあかりを灯しています

雑貨市「集まろうイマリ」



8回目の開催となった雑貨市は、2,000人を超える来場があり大変賑わいました



人材育成の取組み



各研修会・勉強会等を通じ、将来の信用金庫を担う人材育成に取り組んでいます

いまり秋祭り（市民総踊り）



毎年、役職員が参加しています。地域行事への積極的な参加を通して、地域貢献を行っています

しんきん経営塾



「しんきん経営塾」を開講し、地域の企業様の経営課題に対する課題解決・経営手法について専門家を招き講演会等を行っています

キラッと★しんきん

平成25年4月より放送開始し、11年目を迎えました！地域の皆さまのご協力により、様々な情報を発信しています。



番組は2人の若手金庫職員がMCを務め、全職員がリポーターとなり、企業紹介から地域の情報まで、しんきん目線で楽しく伝えています。

- 習い事みい〜つけた
色々な習い事を調査
- 元気カンパニー
元気な企業を紹介
- 外回り隊のそこが知りたい
聞いて得する情報をお届け
- 30秒で言ってみ店
30秒でPR〜
- 教えて信金さん
金融商品をお伝え

放送時間

アイテレビ

(伊万里ケーブルテレビジョン)

水曜日・土曜日 12:15 21:05
日曜日 8:00 13:45 21:45

有田ケーブル・ネットワーク

月曜日・土曜日・日曜日

西海テレビ

月曜日 12:30
土曜日 15:30
日曜日 21:30

ケーブルテレビで放送中〜！
取材・インタビュー・番組MC
信金職員で行っています😊

伊万里信用金庫

公式 SNS で情報発信

令和5年4月より、Instagramのアカウントを開設し、伊万里信用金庫ならではの地域の情報発信や、金庫イベントの案内を行っています。

フォロー・いいねをお願いします！

ご覧いただきありがとうございます

毎週更新中！

地域と共に100周年

あなたの街のパートナー
伊万里信用金庫

令和7年2月24日に創立100周年を迎えます

地域と共に100周年

100

おかげさまで100周年

@imari_shinkin

Instagram
フォローお願いします

あなたの街のパートナー
伊万里信用金庫

中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組の状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定供給し事業運営に対する資金支援は、地域経済の発展に寄与するため地域の協同組織金融機関である信用金庫にとって重要な社会的使命です。

当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の課題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

お客様の事業運営に関する経営課題の解決、改善について積極的に情報を提供し、専門性の高い中小企業診断士や税理士、その他の外部専門家と連携し取り組んでまいります。当金庫は、平成24年8月に施行されました中小企業経営力強化支援法に基づき「経営革新支援機関（認定支援機関）」の認定を受けています。

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

◆創業・新規事業開拓の支援

新たに創業または新事業展開に取り組む70先の取引先に対して、ご融資や補助金に関する支援を佐賀県よろず支援拠点、中小企業診断協会等関係機関のご協力を得て行う事が出来ました。

補助金については、36先中30先が採択につながり採択総額は317,547千円でありました。

令和5年度 補助金制度（採択制度）

※佐賀型賃金UP支援補助金	7先
※ものづくり・商業・サービス補助金	5先
※伊万里市DX促進補助金	4先
※さが「きらめく」ものづくり補助金	3先
※事業再構築補助金	3先
※小規模持続化補助金	2先
※佐賀型次世代ものづくり投資促進事業費	1先
※佐賀県新事業チャレンジ支援補助金	1先
※佐賀市耐震補強工事補助金	1先
※佐賀県障害児施設等整備補助金	1先
※小規模事業者事業継続力強化事業補助金	1先
※地域雇用創出チャレンジ支援補助金	1先

◆成長段階における支援

○第7回しんきん合同商談会

令和5年11月8日（水）マリンメッセ福岡において、異業種による展示個別商談会を開催しました。当日は、九州北部13信用金庫より340社のお取引企業が集結し、4,027名の来場者、2,313件の商談が行われました。

当金庫からは12企業に出展していただき、活発な商談が行われ充実した展示会となりました。



○しんきん地域創生ネットワーク株式会社

しんきん地域ネット（しんきん地域創生ネットワーク株式会社）は、バイヤーや外部専門機関と幅広く連携し、中小企業の商品・サービスにおける「商品開発」から「販売機会」まで、信用金庫業界の地域商社として課題解決のソリューションを提供しています。

○しんきんコネクト

信用金庫のネットワークを活用した中小事業者のためのWEBマッチングサイトを開設。募集内容に応じてサプライヤー（売りたい）またはバイヤー（買いたい）として登録後、WEB上で商談する事が可能。大手・海外バイヤーも参加することで新しい商談機会をご提供しています。

○副業人材マッチング事業（Skill Shift）

伊万里市との「地方創生に関する包括連携協定」の一環として、令和3年度より3ヵ年事業として都市部の優秀な人材のスキル等を市内中小企業の経営課題の解決に活かすプロジェクトとして副業人材マッチング事業（Skill Shift）を実施。最終年度である令和5年度は、令和5年7月5日「市内企業の副業人材マッチング」セミナーを伊万里市民センターで開催し、6企業がWEB上で副業人を募集し課題解決への取組を行いました。（令和3年度～令和5年度29企業エントリー）



○伊万里市DX推進フェア

令和5年10月27日、伊万里市主催によるDX推進フェアが開催されました。デジタル分野に特化した15の企業による業務効率や生産性向上の提案がされました。当金庫も出展しDX化を推進しました。

○中小企業金融円滑化への取組み

佐賀県信用保証協会より日頃の中小企業への資金繰り支援に対し感謝状が授与されました。



◆経営改善・事業再生等の支援

○知的資産経営への取組み（見える化事業）

一般社団法人佐賀県中小企業診断協会様の協力のもと、令和5年度事業承継円滑化支援事業（見える化支援）が開催され当金庫推薦により1社が参加されました。支援機関として当金庫職員並びに伊万里商工会議所職員、中小企業診断士と連携を図りスタートアップセミナーから通算8回のチームミーティングを重ね「知的資産経営報告書」作成をお手伝いさせていただき、令和6年1月19日に発表会が行われました。



これからも当金庫は支援機関として企業の隠れた経営資源の掘り起こし、円滑な事業承継に向けた体制構築、経営基盤強化に向けた支援に取り組んでまいります。

○当金庫は経営革新支援機関としての認定を平成25年3月に受け、お客様の経営改善に取り組んでまいりました。平成24年度より佐賀県信用保証協会の専門家派遣事業等を活用して、中小企業診断士を企業様に派遣し、当金庫職員とともに抜本的な経営改善に取り組んできました。

令和5年4月～令和6年3月取組み状況

(先数)

		当初債務者数 (事業資金融資先) 令和6年3月末	うち経営改善 支援取組先①	①のうち期末に 債務者区分が上 昇した先②	①のうち期末に債 務者区分が変化 しなかった先③	①のうち再生 計画を策定し た先④
正常先		766	0	0	0	0
要注意先	うちその他要注意先	127	35	3	31	35
	うち要管理先	0	0	0	0	0
破綻懸念先		21	5	0	5	5
実質破綻先・破綻先		27	0	0	0	0
合 計		941	40	3	36	40

○「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	令和5年度
新規に無保証で融資した件数	85件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資	9.27%
保証契約を解除した件数	39件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0

○「経営者保証に係る監督指針改正」への取組みについて

令和4年12月、政府は「経営者保証改革プログラム」を策定し金融機関に対し個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組みを要請するとともに、金融庁においても中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針が一部改正されました。

当金庫におきましても監督指針改正に則したお客様への対応を図るべく、態勢を整備し適正な運用に努めております。

■ 総代会等に関して

1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人1人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することができます。しかし、当金庫では会員数が多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

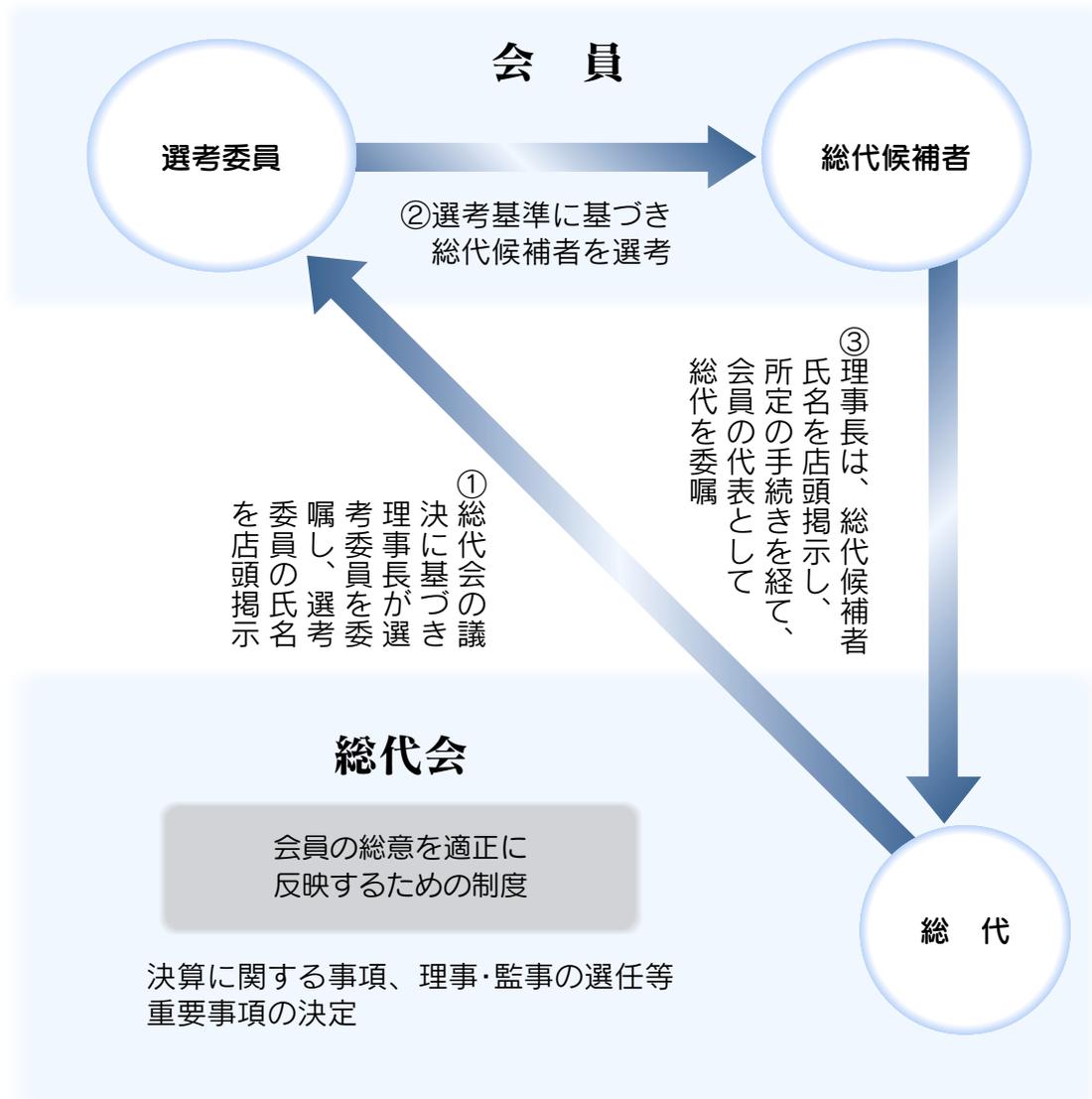
この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選

任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。



また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

<総代会は、会員1人1人の意見を適正に反映するために開かれた制度です。>



2. 総代会とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は60人以内です。
- なお、令和6年6月14日現在の総代は59名です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者の選考基準(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①会員の中から総代選考委員を選任する。
- ②その総代選考委員が総代候補者を選考する。
- ③その総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

(注) 伊万里信用金庫総代選考基準

総代の選考にあたっては、次の基準をもって行う。

(総代候補者の選考基準)

- 第1条 総代候補者は、当金庫の会員でなければならない。
- 2 総代候補者の選考基準は次のとおりとする。
- ① 総代としてふさわしい見識を有している者
 - ② 良識をもって正しい判断ができる者
 - ③ 人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
 - ④ その他総代選考委員会が適格と認めた者

(在任終了時期)

- 第2条 総代の定年は満70歳とし、在任の途中で年齢が満70歳に達した場合は、その任期をもって終わるものとする。また、総代歴3期をもって定年とする。但し、総代選考基準に適合し、総代選考委員会が適格と認めた場合は、総代候補者として再任を妨げないものとする。
- 2 本人より辞任の申出があった場合は、金庫の受理したときをもって終わるものとする。

附則 本基準は、平成16年7月1日より施行する。
本基準は 平成25年8月16日に一部改定する。

3. 総代の氏名及び属性別構成比

◇年代別



◇業種別



◇職業別



◇総代氏名

選任区域	人数	氏名	就任回数	氏名	就任回数	氏名	就任回数	氏名	就任回数
1区 (本店・南支店)	27	浦川 嘉子	4	黒木祐一郎	8	淵上 康児	3	白川 十郎	6
		岡本 徳博	4	坂口 藤男	6	牧山裕見子	7	菅村億太郎	1
		梶山 紀生	6	重松 宏臣	2	齊藤 幹人	2	徳永 祐史	4
		片岡 洋右	3	城島 正敬	3	井手 保子	2	乗田 泰	7
		川原 康紀	4	中野 博隆	4	有浦 定幸	4	高島 定雄	2
		北風 正春	7	早田 文昭	9	金子和斗志	5	波多 茂	2
		黒川 隆太	9	平川 善明	5	川副 史郎	3		
2区 (有田支店・西有田支店)	14	近藤孝次郎	2	高島 明博	4	山本 博文	7	廣 道夫	3
		高野 岩雄	7	樋口 展康	5	今泉美代子	3	岩永 忠美	2
		田中 亮太	4	古川 次則	6	三島 直人	1		
		高尾 隆浩	4	百田 憲由	4	庄山伊都子	4		
3区 (黒川支店)	4	田中 芳隆	4	大川内基泰	2	田中 勝成	1	本多 正臣	2
4区 (大川支店)	3	伊東 国晴	6	草場 勝美	2	前田 吉彦	7		
5区 (山代支店・東山代支店・松浦支店)	11	力武英一郎	1	今泉 清美	2	古賀 通浩	4	稲沢 文員	2
		野口 英親	6	高木 徳幸	1	寺澤 雅敏	4	井手 眞悟	1
		弘川 貴紀	6	小林 正宏	1	竹田 雅子	2		

4. 総代会の決議事項

開催日 令和6年6月14日

第98期通常総代会において次の事項が付議され、それぞれの原案のとおり了承されました。

①報告事項

第98期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）業務報告、貸借対照表および損益計算書類の内容報告並びに会計監査人および監事会の監査報告の件

②決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 理事の任期満了に伴う選任の件
- 第3号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

伊万里信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の統括部署を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証跡資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、統括部署による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的に行い、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

附則

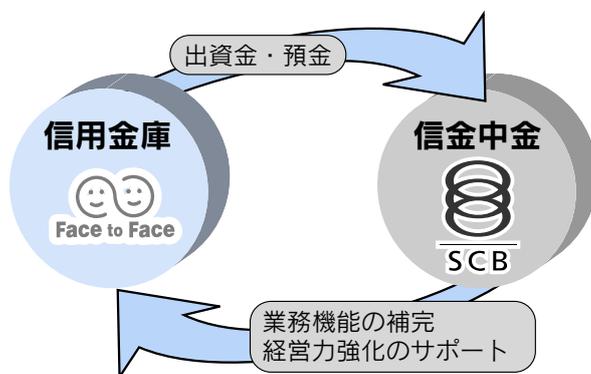
本ポリシーは、2024年1月30日制定

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、法務室を統括部署、法務室担当役員を責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

◆信金中金は信用金庫のセントラルバンクです。

信金中央金庫（信金中金）は、全国の信用金庫の出資により設立された信用金庫の中央金融機関です。全国の信用金庫から預け入れられた豊富な資金を、国内外の金融市場において運用しているほか、国・政府関係機関、地方公共団体、事業会社などへの融資を行っており、その成果を種々の形で信用金庫業界に還元しています。また、全国津々浦々に広がる巨大なネットワークを形成する信用金庫のセントラルバンクとして、資金・為替の集中決済や信用金庫の業務機能の補完を行うほか、業界のセーフティネットを運営することにより、業界の信用力の維持・向上につとめています。

【信用金庫】	
金庫数	254金庫
預金量	161兆円
役職員数	9万7千人
会員数	878万人
(2024年3月末)	



【信金中金】	
資金量	34兆円
拠点数	国内 14店舗 海外 6拠点
役職員数	1,263人
(2024年3月末)	

◆信用金庫の中央金融機関としての役割

信用金庫の業務機能の補完

信用金庫が個別で行うことが困難であったり、非効率である業務の支援に取り組んでいます。

信用金庫業界の信用力の維持・向上

信用金庫のコンサルタント、ホームドクターとして、信用金庫業界の信用力の維持・向上に努めています。

信用金庫の余裕資金の効率運用

信用金庫からお預かりした資金を有価証券や貸出金などにより、集中的に運用しています。

【業務機能補完メニューの一例】

販路拡大支援

信用金庫が主催するビジネスフェア・商談会への大手バイヤー企業の招聘や、信用金庫取引先の取扱商品を掲載したギフトカタログを制作するなどの取り組みによる販路拡大支援を行っています。

貿易投資相談

海外進出あるいは貿易取引を行っている信用金庫取引先や今後の海外事業や新規取引を検討している信用金庫取引先に対して、専門知識を有したスタッフによる貿易投資相談を行っています。

地域振興支援

地域の活性化や地域産業の振興をはかるため、地元信用金庫と一体となって、中心市街地・商店街・温泉街・地域産業などの活性化についてのコンサルティング活動を実施しています。

■ 開示項目一覧

このディスクロージャー資料は、信用金庫法施行規則に規定するディスクロージャーに関する開示基準に基づいて作成しておりますが、その基準における各項目は以下のページに記載しております。

信用金庫法施行規則第132条開示項目一覧

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
① 理事・監事の氏名及び役職名	2
② 事業の組織	3
③ 営業店舗の名称及び所在地	4
④ 会計監査人の監査	11
2. 金庫の主要な事業の内容	2
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
1 直近の事業年度における事業概況	9
2 直近の5事業年度における主要な経営の状況を示す指標	10
① 経常収益	
② 経常利益又は経常損失	
③ 当期純利益又は当期純損失	
④ 出資総額及び出資総口数	
⑤ 純資産額	
⑥ 総資産額	
⑦ 預金積金残高	
⑧ 貸出金残高	
⑨ 有価証券残高	
⑩ 単体自己資本比率	
⑪ 出資に対する配当金	
⑫ 職員数	
3 直近2事業年度における経営の状況を示す指標	
① 主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率	10
イ. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他の業務収支	10
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り及び利鞘	18
エ. 受取利息・支払利息の増減	18
オ. 総資産経常利益率	18
カ. 総資産当期純利益率	18
② 預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の平均残高	19
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金 及びその他定期預金残高	19
③ 貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	20
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	20
ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	20・21
エ. 用途別の貸出金残高	21
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	21
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	22
④ 有価証券に関する指標	
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高	該当ありません
イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高	22
ウ. 有価証券の種類別の平均残高	22
エ. 預証率の期末値及び期中平均値	22
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
① リスク管理の体制	26

② 法令等遵守の体制	24
③ 地域の活性化のための取組状況	37～38
④ 中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組の状況	39
⑤ 金融ADR制度への対応	25
5. 金庫の2事業年度における財産の状況に関する事項	
1 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	11～16
2 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	27
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する貸出金	
② 危険債権に該当する貸出金	
③ 三月以上延滞債権に該当する貸出金	
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
⑤ 正常債権に該当する貸出金	
3 次に掲げるものに関する取得価額又は 契約価額、時価及び評価損益	22・23
① 有価証券	
② 金銭の信託	
③ 第102条第1項第5号に掲げる取引	
4 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	21
5 貸出金償却の額	21
6 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に 重要な影響を与えるものとして金融長官が別に定めるもの	17
7 定性的な開示事項	28～34

参考事項

<経理・経営内容>

● 業務純益	10
● 経費の内訳	18

<資金調達>

● 預金科目別残高	19
● 預金者別預金残高	19
● 財形貯蓄残高	19

<資金運用>

● 貸出金科目別残高	20
● 消費者ローン・住宅ローン残高	20
● 貸出金会員・会員外別残高	20

<証券業務>

● 公共債引受額	23
● 公共債窓販実績	23

<その他業務>

● 手数料一覧	5～7
● 代理貸付残高の内訳	23
● 内国為替取扱実績	23

<その他>

● 経営理念・経営方針	2
● 沿革	3
● 商品のご案内	7～8
● ATM設置状況	5

(注) 1. 本誌における各項目は、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。
2. 計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。

SHINKIN BANK



Face to Face

